

四街道市教育振興基本計画 後期計画 (案)

明日を切り拓く、心豊かでたくましい人づくり

平成31年 月

四街道市教育委員会

目次

第1章 計画の策定

1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の期間.....	2
3 計画の策定体制.....	2

第2章 四街道市の目指す教育

1 基本理念.....	3
2 四街道市の教育が目指す姿.....	4

第3章 教育の現状

1 教育をめぐる社会変化	
(1) 少子高齢化.....	5
(2) 核家族化.....	6
(3) 情報化に伴う社会システムの変化.....	7
(4) グローバル化.....	7
2 四街道市における教育の現状	
(1) 学校教育.....	7
(2) 家庭教育.....	11
(3) 生涯学習・芸術文化・スポーツ.....	14

第4章 前期計画（平成25年度～平成30年度）の成果と課題

1 基本方針1 豊かな感性を育み、強い心で正義を尊ぶ、たくましい子どもを育てます	
(1) これまでの取り組みと成果.....	18
(2) 目標項目の達成状況.....	19
(3) 今後の課題.....	20
2 基本方針2 確かな学力を身につけた子どもを育てます	
(1) これまでの取り組みと成果.....	22
(2) 目標項目の達成状況.....	23
(3) 今後の課題.....	24
3 基本方針3 教師と子どもが深い信頼関係で結ばれた学校づくりを進めます	
(1) これまでの取り組みと成果.....	26
(2) 目標項目の達成状況.....	27
(3) 今後の課題.....	28
4 基本方針4 自己実現を目指す市民の学習・スポーツ活動を支援します	
(1) これまでの取り組みと成果.....	29

(2) 目標項目の達成状況.....	3 0
(3) 今後の課題.....	3 1
5 基本方針5 豊かな自然や先人の創り上げた伝統文化を受け継ぎ、新しい文化を創造する市民活動を支援します	
(1) これまでの取り組みと成果.....	3 2
(2) 目標項目の達成状況.....	3 2
(3) 今後の課題.....	3 3
6 基本方針6 家庭・学校・地域のもつ教育力を高め合い、三者が連携する体制づくりを進めます	
(1) これまでの取り組みと成果.....	3 4
(2) 目標項目の達成状況.....	3 5
(3) 今後の課題.....	3 5

第5章 基本方針と主な施策

1 今後5年間の基本方針.....	3 7
2 基本方針と主な施策	
基本方針1 豊かな感性を育み、強い心で正義を尊ぶ、たくましい子どもを育てます	
(1) 現状と課題.....	3 8
(2) 施策の方向性.....	3 8
(3) 目標の設定.....	3 9
(4) 主な施策.....	4 0
基本方針2 確かな学力を身につけた子どもを育てます	
(1) 現状と課題.....	4 2
(2) 施策の方向性.....	4 2
(3) 目標の設定.....	4 3
(4) 主な施策.....	4 4
基本方針3 教師と子どもが深い信頼関係で結ばれた学校づくりを進めます	
(1) 現状と課題.....	4 6
(2) 施策の方向性.....	4 6
(3) 目標の設定.....	4 7
(4) 主な施策.....	4 8
基本方針4 自己実現を目指す市民の生涯学習・スポーツ活動を支援し、地域人材を育成します	
(1) 現状と課題.....	5 0
(2) 施策の方向性.....	5 0
(3) 目標の設定.....	5 1
(4) 主な施策.....	5 1

基本方針 5 豊かな自然や先人の創り上げた伝統文化を受け継ぎ、新しい文化を創造する芸術文化活動を支援します

(1) 現状と課題.....	5 3
(2) 施策の方向性.....	5 3
(3) 目標の設定.....	5 4
(4) 主な施策.....	5 4

基本方針 6 家庭・学校・地域のもつ教育力を高め合い、三者が連携する体制づくりを進めます

(1) 現状と課題.....	5 6
(2) 施策の方向性.....	5 6
(3) 目標の設定.....	5 7
(4) 主な施策.....	5 7

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 情報の発信.....	5 9
(2) 関係機関・団体等との連携.....	5 9
(3) 事業の実施計画.....	5 9

2 計画の進捗状況の把握と見直し

(1) 教育施策の点検評価.....	5 9
(2) 計画の見直し.....	5 9

資 料

1 四街道市教育振興基本計画策定委員会設置要綱.....	6 2
2 四街道市教育振興基本計画策定本部要領.....	6 4
3 策定経過.....	6 6

第1章 計画の策定

1 計画策定の趣旨

平成18年12月に、制定から約60年ぶりに教育基本法が改正され、教育の理念を踏まえて、日本の教育が目指すべき姿を国民に明示し、その実現に向けた道筋を明らかにするため、教育基本法第17条に「教育振興基本計画」の策定に関する事項を新たに設け、各地方公共団体へ同様の計画を策定するよう努力目標として位置付けられました。
《教育基本法（平成18年12月22日施行）》

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

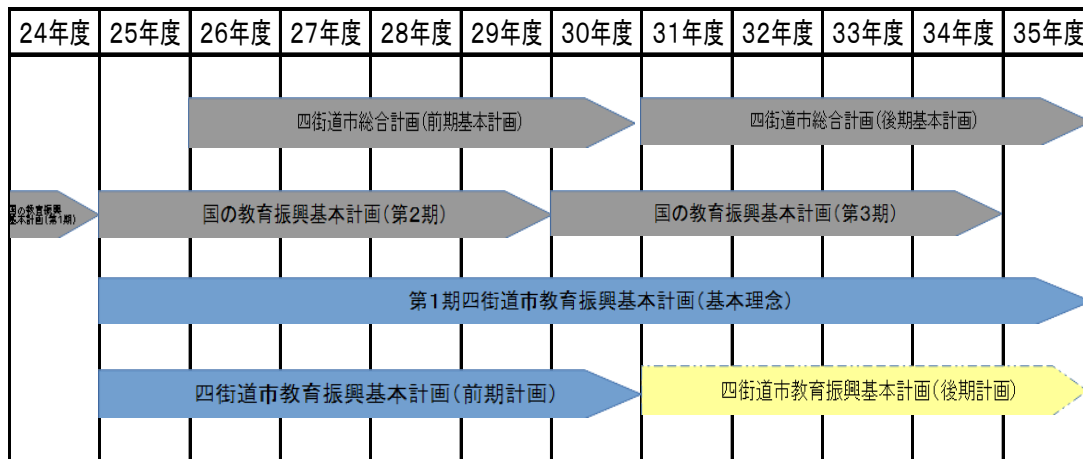
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

本市では、教育を取り巻く状況等を踏まえ、本市教育の方向性を示す「市教育振興基本計画」を平成25年3月に策定し、「四街道市の目指す教育」の実現のために「明日を切り拓く、心豊かでたくましい人づくり」を本計画策定から10年間の基本理念として定めるとともに、5つの「四街道市の教育が目指す姿」を掲げました。

そして、「四街道市の教育が目指す姿」を実現するため、前期計画として今後5年間に取り組む6つの方針「今後5年間の基本方針」を掲げ、その方針について、主な施策を示しました。また、平成28年11月に国の第3期教育振興基本計画及び「市総合計画」との整合を図るため5年間としていた前期計画の期間を1年間延長しました。

この計画は、基本理念の後半5年間の新たな施策を実施するために策定するものです。

四街道市教育振興基本計画と他計画の期間比較（※1）



2 計画の期間

この計画は、「四街道市の教育が目指す姿」を実現するために、市教育振興基本計画後期計画として、平成31年度から平成35年度までの5年間に取り組む6つの方針「今後5年間の基本方針」を新たに掲げ、その方針について主な施策を示しました。

3 計画の策定体制

国は、平成20年に「教育振興基本計画」を策定し、その後も平成25年に「第2期教育振興基本計画」を策定しました。そして平成30年に「第3期教育振興基本計画」を策定し、第2期計画に引き続いて今後5年間の総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示しました。

本市では、国の第3期教育振興基本計画を参酌し、「市総合計画」との整合を図りながら策定しました。

策定に関しては、「市教育振興基本計画策定委員会条例」を制定し、学識経験者や社会教育委員、市内児童生徒の保護者、小中学校教職員、公募の市民委員で構成される審議会として「市教育振興基本計画策定委員会」を立ち上げ、議論を重ねました。このほか、児童生徒とその保護者、教職員及び市民を対象としたアンケート調査や、市民意見聴取（パブリックコメント）を通して広く市民の方々にも計画の策定に参画していただきました。

なお、この後期計画に基づき実際に実施する事務事業については、前期計画と同様に、社会情勢や教育を取り巻く環境の変化などに柔軟な対応ができるよう、毎年度に「教育施策」として別途定めるとともに、「教育施策」に掲げた事務事業ごとの実績について、その結果を踏まえて評価と課題等を検討し、事務事業の達成度を評価する「事務の点検・評価」を行い、公表いたします。

※1 元号については、平成31年5月1日に改元されるが、計画策定時において、新元号が公表されていなかったため、本計画書では新元号元年5月1日以降の期日を「平成」で表記している。平成31年5月1日以降の期日は、これに相当する新元号の期日に読み替える

第2章 四街道市の目指す教育

1 基本理念

平成25年度からの四街道市教育振興基本計画の基本理念を次のとおり定めます。

「明日を切り拓く、心豊かでたくましい人づくり」

教育の基本理念は、「教育の根本は人づくり」という考えを基に、作成しています。

1 知・徳・体の調和のとれた教育の推進

変化の激しいこれからの社会を生き抜くために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を育成する。

2 心と体の育成を根本とする子育ての推進

「自分のためにも、社会のためにも良い行いを進んで行おうとする心」と「自分の体を思いのままに動かすことができる体力のある体」の育成を根本とする子育てを推進する。

3 生涯を充実して生きていくための資質・能力の向上

充実した人生を送るために、自己実現のための資質と能力の向上に日々努める。

4 社会の形成者となる有為な人づくり

近年の社会構造の大きな変化と政治、経済、文化等のグローバル化に対応できる人づくりを進める。

5 家族を愛し、郷土や国を誇りに思う心の育成

教育によって家族を愛する心と郷土や国を誇りに思う心を醸成するとともに、世界の平和と繁栄に貢献する人を育成する。

2 四街道市の教育が目指す姿

四街道市の教育が目指す5つの姿を掲げます。

1 志をもち、勤勉で勇気ある子どもたち

2 教師と子どもが強い絆で結ばれた明るく楽しい学校

3 生涯にわたり生きがいをもち、充実した日々を過ごす市民

4 自然と歴史を大切にし、伝統文化を継承しながら、

新しい文化を創造する市民

5 家庭・学校・地域が連携し、

それぞれの役割を果たし合う社会

第3章 教育の現状

1 教育をめぐる社会変化

我が国においては、成人男女の晩婚化による少子化や、医療技術の進歩等で平均寿命が伸びることによる高齢化、核家族化が進行しています。

我が国の人口は、平成29年12月1日現在で、1億2,669万4,630人で、市教育振興基本計画を策定した平成25年10月1日現在の1億2,741万3,888人と比べ、719,258人の減少となっています（総務省統計局：人口推計確定値より）。

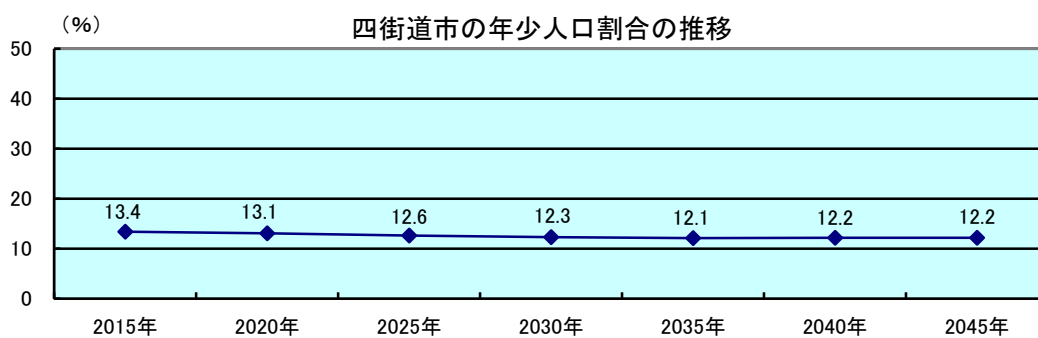
本市の総人口は89,245人（平成27年国勢調査）であり、前回（平成22年国勢調査）の86,726人から比べて2,519人増加、対前回は102.90でした。また、住民基本台帳による本市の総人口は、93,211人（平成30年3月1日現在）で、平成27年国勢調査時に比べて3,966人増加しています。

（1）少子高齢化

少子高齢化は引き続き進展しており、我が国の年少（0歳～14歳）人口の割合は12.5%、老年（65歳以上）人口の割合は26.6%となりました（平成27年国勢調査）。国立社会保障・人口問題研究所が平成29年4月に発表した人口推計（出生中位・死亡中位推計）によると、2020（平成32）年に年少人口の割合は12.0%、老年人口の割合は28.9%、2025（平成37）年には、年少人口の割合は11.5%、老年人口の割合は30.0%と予想しています。

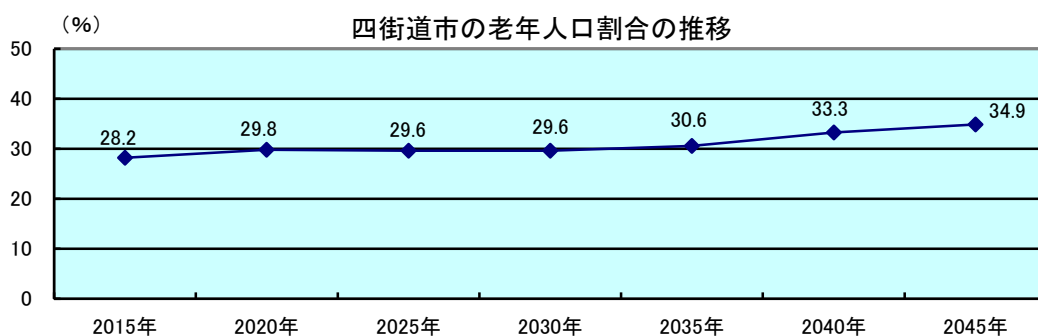
本市における年少人口の割合は、13.4%、老年人口の割合は28.2%でした（平成27年国勢調査）。国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に発表した人口推計によると、2020（平成32）年に年少人口の割合は13.1%、老年人口の割合は29.8%、2035（平成47）年には、年少人口の割合は12.1%、老年人口の割合は30.6%と予想しており、今後も少子高齢化が緩やかに進むことが想定されます（図1・2参照）。

図 1



※グラフ上の2020（平成32）年以降の数值は、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に公表した将来推計人口によるもの。

図2



※グラフ上の2020（平成32）年以降の数值は、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に公表した将来推計人口によるもの。

（2）核家族化

我が国における総世帯数は、53,448,685世帯、うち一般世帯数は53,331,797世帯、核家族世帯数は29,754,438世帯で、核家族世帯の割合は55.8%（平成27年国勢調査）で、前回の56.3%（平成22年国勢調査）からやや減少しました。

本市における総世帯数は、35,014世帯、うち一般世帯数は34,876世帯、核家族世帯数は24,292世帯で、核家族世帯の割合は69.7%（平成27年度国勢調査）と、割合としては前回の71.5%（平成22年度国勢調査）からやや減少しましたが、全国及び千葉県（59.0%、平成27年国勢調査）と比べ、依然として核家族世帯の割合が高い地域であることがうかがえます。今後少子高齢化や核家族化が進むことで、世代間交流の機会を充実させるほか、地域人材の活用により学校運営をサポートするボランティア活動の推進や、家族の教育機会を充実させるために学習機会を提供する家庭教育の支援など、家庭、学校、地域の連携による教育力の向上がさらに重要になると考えられます。

(3) 情報化に伴う社会システムの変化

情報化は日々進化しており、インターネットなどの通信技術の飛躍的な向上に伴い、私たちの日常生活の利便性が向上することで生活様式に関する需要が多様化し、その要求に応えるべく様々な分野での技術革新により多岐にわたり急変しています。2030（平成42）年ごろには、人工知能やビッグデータ、IoT（Internet of Things）等をはじめとする技術革新が一層進展し、産業構造や社会システム変化、雇用環境の変化に伴う就学・就業構造の変化が予想されています。そのため、このような社会システムの変化に対して、情報活用能力や情報モラルを習得するための学習機会の提供が一層重要になると思われまます。

(4) グローバル化

物流システムや交通網、交通手段等の発展に伴い、あらゆる分野で国境を超えた繋がりが活性化しており、他の国の人々とのコミュニケーション能力を必要とする社会が到来することが予想されます。そのため、特に将来のある子どもたちにとっては国際化への対応は必要であると思われまます。英語教育をはじめとした外国語教育は国際化に対応した能力を習得するためのツールとして今後益々重要になると思われまます。

一方、本市では外国籍市民も年々増加傾向にあり、外国籍小学生は115人、中学生は36人で、そのうち日本語指導が必要な小学生は32人、中学生は10人（平成30年5月1日現在）となっています。

2 四街道市における教育の現状

本市は、都心や千葉市のベッドタウンとして人口が増加してきました。本市の特徴は、首都圏のベッドタウンという都市型構造でありながら、比較的豊かな自然環境が数多く残っており、教育にとって大きな財産となっています。これまで本市が培ってきた自然、文化等を子どもたち一人一人が認識して大切にするとともに、“ふるさと”としての誇りを持てる教育を推進することが必要であると思われまます。

(1) 学校教育

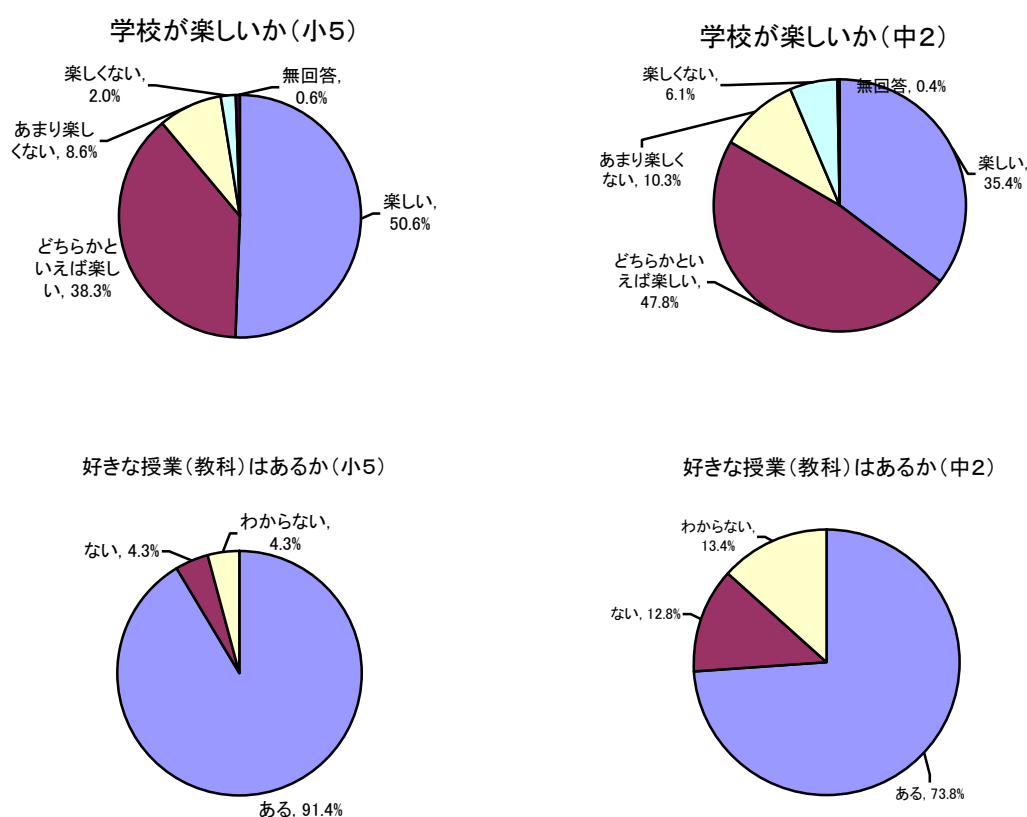
本市の学校教育では、「児童生徒の『思いやる心』、『強い心』、『自尊感情』の育成」をねらいとして、「子どもの立場に立った確かな生徒理解」をはじめとする8つの方策を掲げ、「命の教育」を推進しています。

平成29年12月に実施した「市教育振興基本計画に係るアンケート」（以下「アンケート」という。）によりますと、学校生活面においては、「学校が楽しいか」と質問したところ、小学校5年生の半数以上が、中学校2年生の35.4%が「楽しい」と回答し、「どちらかといえば楽しい」と併せた肯定的な回答は、小学校5年生の9割弱、中学校2年生の8割強となりました（図3上段参照）。また、平成29年度全国学力・学習状況調査によると、「学校に行くのは楽しいと思うか」という問いに対し、肯定的

な回答が本市の小学校6年生で87.7%（同調査で全国平均86.3%）、本市の中学校3年生で78.1%（同調査で全国平均80.9%）となり、全国と比較してもほぼ同じ傾向であることがわかりました。

次にアンケートで「好きな授業（教科）はありますか」と質問したところ、小学校5年生の91.4%、中学校2年生の73.8%が「ある」と回答しました（図3下段参照）。また、全国学力・学習状況調査においても、「学校で、好きな授業がありますか」という問いに対し、肯定的な回答が本市の小学校6年生で91.8%（同調査で全国平均93.0%）、本市の中学校3年生で76.4%（同調査で全国平均79.2%）となりました。このように、多くの児童生徒が学校へ登校することや勉強することに対して前向きに取り組んでいることがうかがえます。

図3



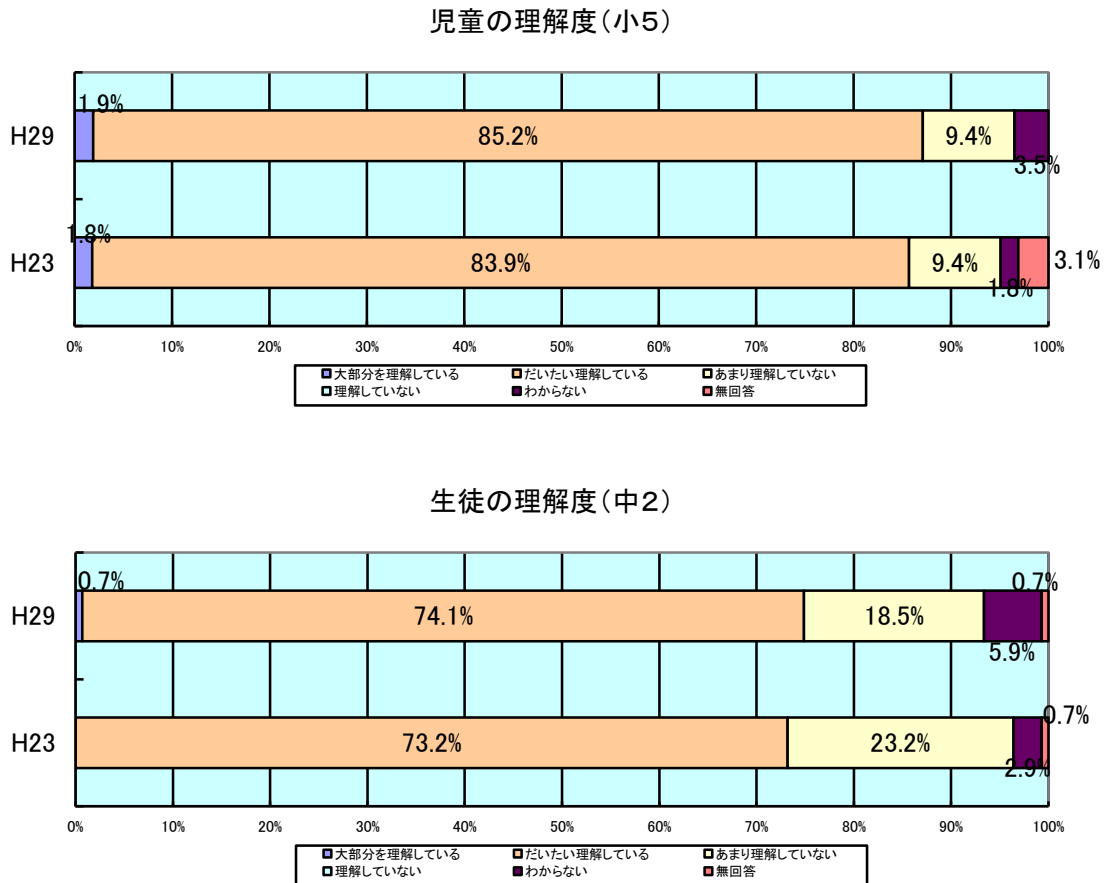
※平成29年12月に実施した「市教育振興基本計画に係るアンケート」より

次に学習面についてですが、体験的な学習や問題解決的な学習の重視、基礎的知識技能の確実な定着など教員の授業力の向上に努めるとともに、少人数指導やティームティーチングなどを行い、児童生徒が主体的に学び合える授業に教員が積極的に取り組みました。

授業での「児童生徒の理解度」について教職員へのアンケートでは、「理解している」、「だいたい理解している」との回答を併せると、小学校では平成23年度85.7%か

ら平成29年度87.1%、中学校では平成23年度73.2%から平成29年度74.8%となり、おおむね小学校で8割の児童が、中学校で7割強の生徒が理解していることがうかがえました（図4参照）。

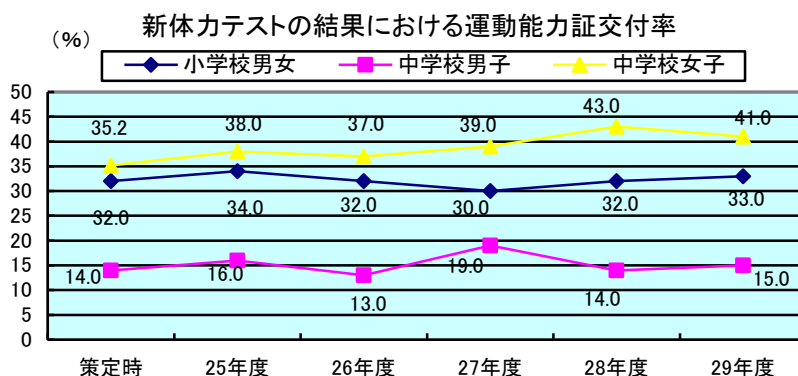
図4



※平成23年度5月及び平成29年12月に実施した「市教育振興基本計画に係るアンケート」より

体力・健康面では、新体力テストの結果における運動能力証交付率が、小学校男女が平成23年度の32.0%から年度によって上下はあるものの、平成29年度は33.0%。中学生男子では、平成23年度の14.0%から年度によって上下があるものの、平成29年度は15.0%とほぼ横ばいでした。中学校女子は平成23年度の35.2%から平成29年度は41.0%と増加しました（図5参照）。

図 5



児童生徒の相談体制については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や学校教育相談室「ルームよつば」を中央小学校に設置し運営するなど、相談体制の整備を図りました。スクールカウンセラーも平成28年度にさらに1人増員することで児童生徒の相談件数が増加するなど、児童生徒やその保護者が気軽に相談できる体制を確保しています。

外国籍の児童生徒は小中学校共に増加しています。そのため、学校からの要請に応じて語学指導員（中国語・ペルシャ語）の派遣や、市国際交流協会の日本語指導ボランティアに協力を要請するなど、日本語を学びながら早く学校生活に適應できるよう支援しています。

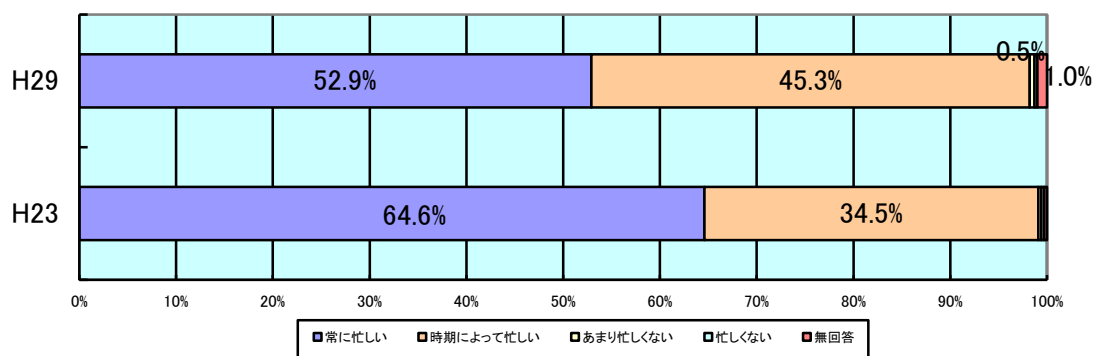
学校施設については、平成27年度に耐震化率100%を達成したほか、平成28年度には全校の普通教室と特別支援教室に空調機（エアコン）を設置、トイレの洋式化など、安心して快適な学校環境の整備を行っています。また、転入転出に伴う児童生徒数の増減などその推移を勘案し、学校規模の適正化を図ることが求められています。さらに、学校施設の経年劣化に対して補修や改修を順次進める必要があります。

学校教育の指導内容等ソフト面では、教職員の資質向上のための研修会への参加や、他校の研究授業への参観を呼びかけています。また本市では、施設分離型の小中一貫教育について各中学校区の小中学校をモデル校と位置付けて相互授業参観等を実施し研究を行い、平成30年度から完全実施しました。

教職員については、業務量が多いため心身への負担が大きく、また児童生徒との触れ合う時間が少ないことが課題とされていますが、アンケートで教職員に対し「職務に対する多忙感」についてと質問したところ、「常に忙しい」と回答した比率が小中学校教職員全体で平成23年度の64.6%から平成29年度は52.9%となり、減少傾向にあることがわかりました（図6参照）。このことから、メンタルヘルスケアの促進をはじめ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、学校支援ボランティアと地域コーディネーター等による学校支援、学校給食の公会計化など、教職員の負担を軽減する事業を実施した結果、一定の効果が表れたものと思われます。また、平成28年度より校務支援システムを導入したことで、教職員の負担が今後さらに軽減されることが期待されます。

図 6

職務に対する多忙感（小中教職員）



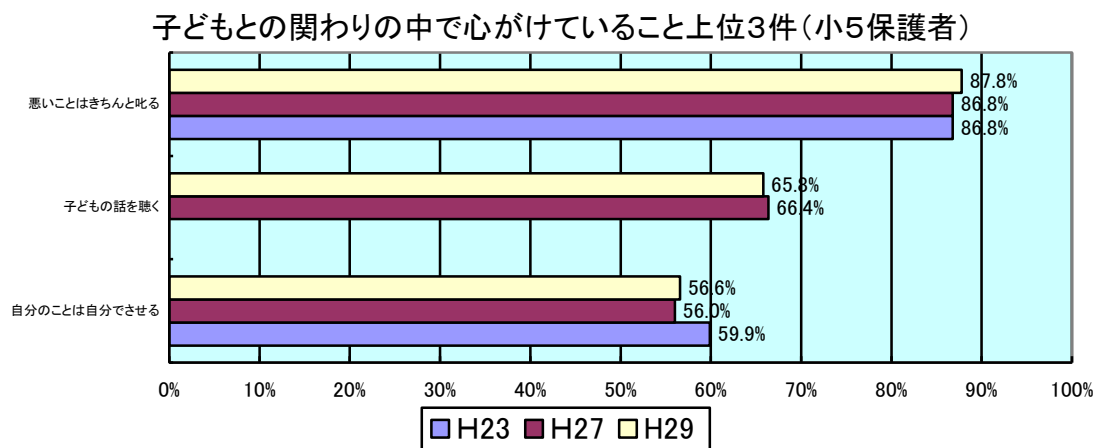
※平成23年5月及び平成29年12月に実施した「市教育振興基本計画に係るアンケート」から作成

(2) 家庭教育

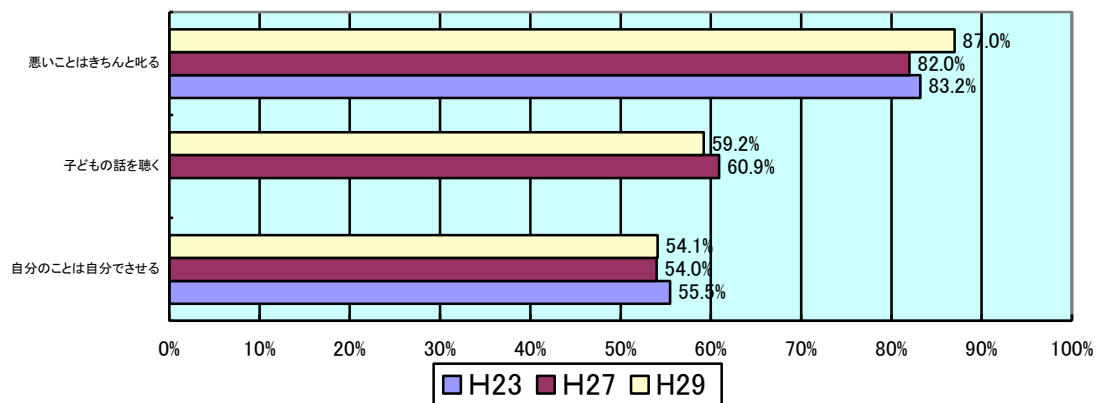
家庭は、子どもにとって拠り所であり、家庭教育は「生きる力」を身に付けていく教育の原点であります。子どもは家族と触れ合い、地域の様々な行事を通じて人間関係でのマナーや社会の決まりごとなどを学び、身に付けます。保護者は子どもに対して生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに自立心を育成し、義務教育を受けさせるなど、子どもの教育について第一義的な責任があります。アンケートで、「家庭で子どものかかわりの中で心がけていること」と質問したところ、「悪いことはきちんと叱る」が小学校5年生の保護者で87.8%、中学校2年生の保護者でも87.0%で最も高く、平成23年度調査でも同様な結果でした。次に、「学校での出来事や相談事など子どもの話を聴く」が小学校5年生の保護者で65.8%、中学校2年生の保護者でも59.2%で、子どもとの会話を大切にしていることがわかりました（図7参照）。

また、「子どもを健全に育む家庭教育としてどのような取組が必要だと思うか」と質問したところ、「家族団らんの場をつくる」が小学校5年生の保護者で62.1%、中学校2年生の保護者でも56.6%、「子どもと保護者が一緒に、様々な体験ができる機会を増やす」が小学校5年生の保護者で42.8%、中学校2年生の保護者でも32.3%となるなど、家族間の会話や触れ合いが重要であると考えていることがわかりました（図8参照）。

図 7

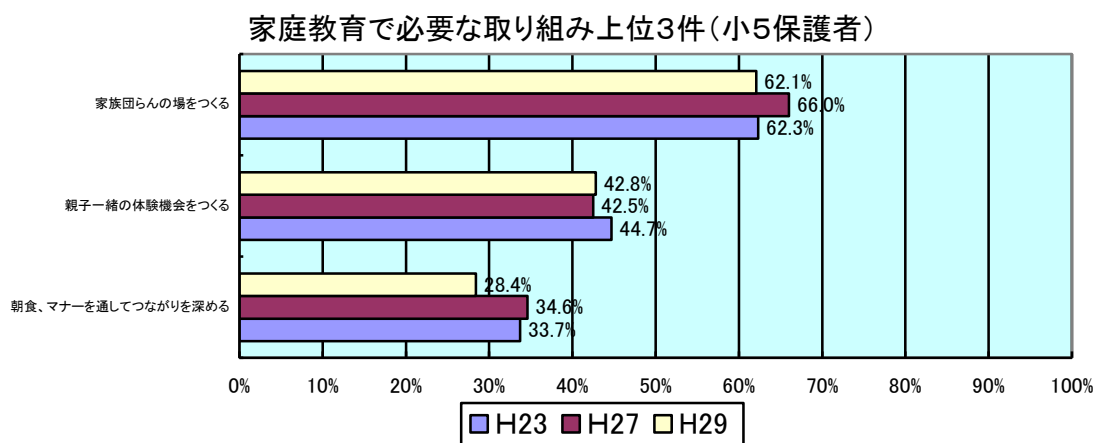


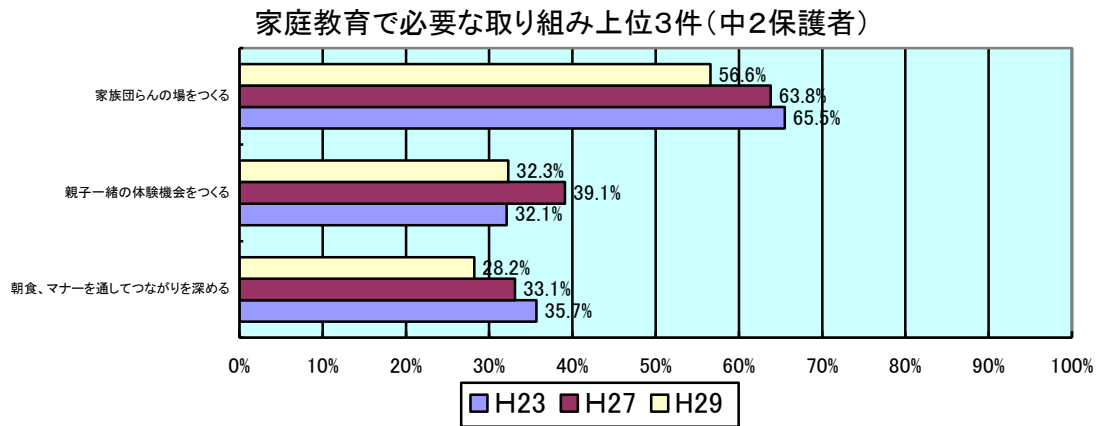
子どもとの関わりの中で心がけていること上位3件(中2保護者)



※「学校での出来事や相談ごとなど子どもの話を聴く」は、平成23年度アンケートでは調査なし
 ※平成23年5月に実施した「市教育振興基本計画に係るアンケート」、
 平成28年2月に実施した「市教育振興基本計画に係る中間アンケート」
 及び平成29年12月に実施した「市教育振興基本計画に係るアンケート」より

図 8





※平成23年5月に実施した「市教育振興基本計画に係るアンケート」、
平成28年2月に実施した「市教育振興基本計画に係る中間アンケート」
及び平成29年12月に実施した「市教育振興基本計画に係るアンケート」より

近年、携帯電話やスマートフォンの普及により、コミュニケーションのツールとして便利になる反面、メールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）によるいじめや、気軽な情報発信等による個人情報の流出、ゲームや音楽等の過度なダウンロードによる高額請求の問題、スマートフォンを長時間連続して視聴することにより発生する視覚障害など、これまで起こりえなかった様々なトラブルが生じています。

アンケートで、児童生徒に「自分専用の携帯電話やスマートフォンを持っているか」と質問したところ、小学校5年生の50.0%、中学校2年生の75.0%が「持っている」と回答し、平成23年度（小学校5年生の22.2%、中学校2年生の60.9%）と比べて、「持っている」との回答はいずれも増加しました（図9参照）。このことから、小中学生で携帯電話やスマートフォンが広く普及しつつあることがうかがえます。

また、子どもが自分専用の携帯電話を持っていると回答した保護者に「携帯電話にフィルタリングがかかっているか」と質問したところ、小学校5年生の81.4%、中学校2年生の68.8%が「かかっている」と回答しました（図10参照）。

携帯電話・スマートフォンの所有率を考慮すると、携帯電話・スマートフォンの適正利用を含めた情報モラル教育については、その必要性がますます重要になると考えられます。

図9

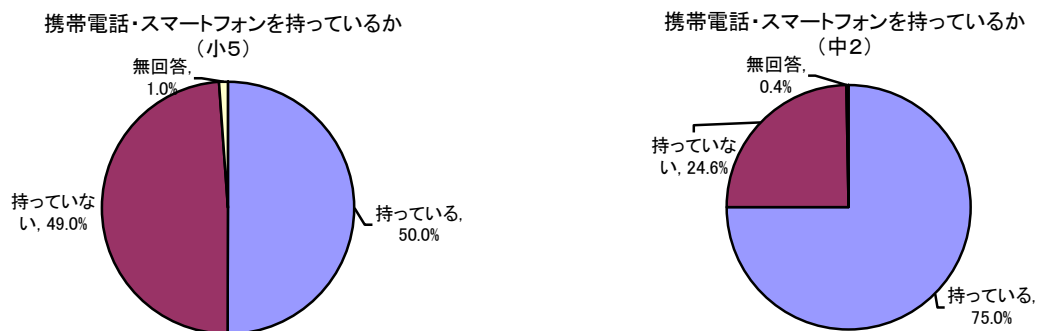
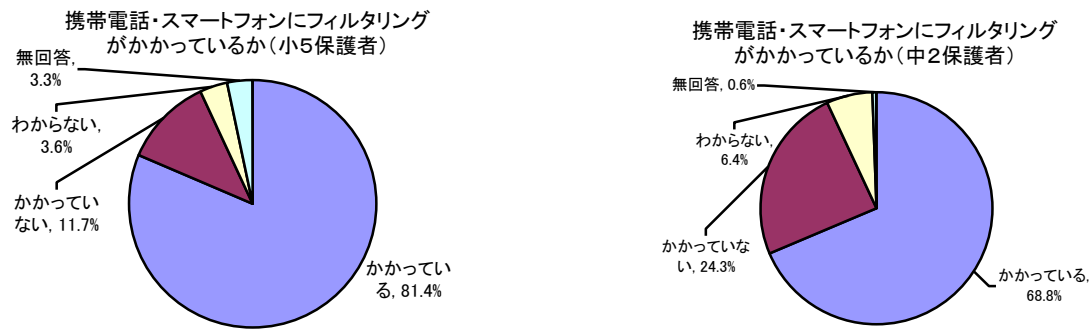


図 1 0



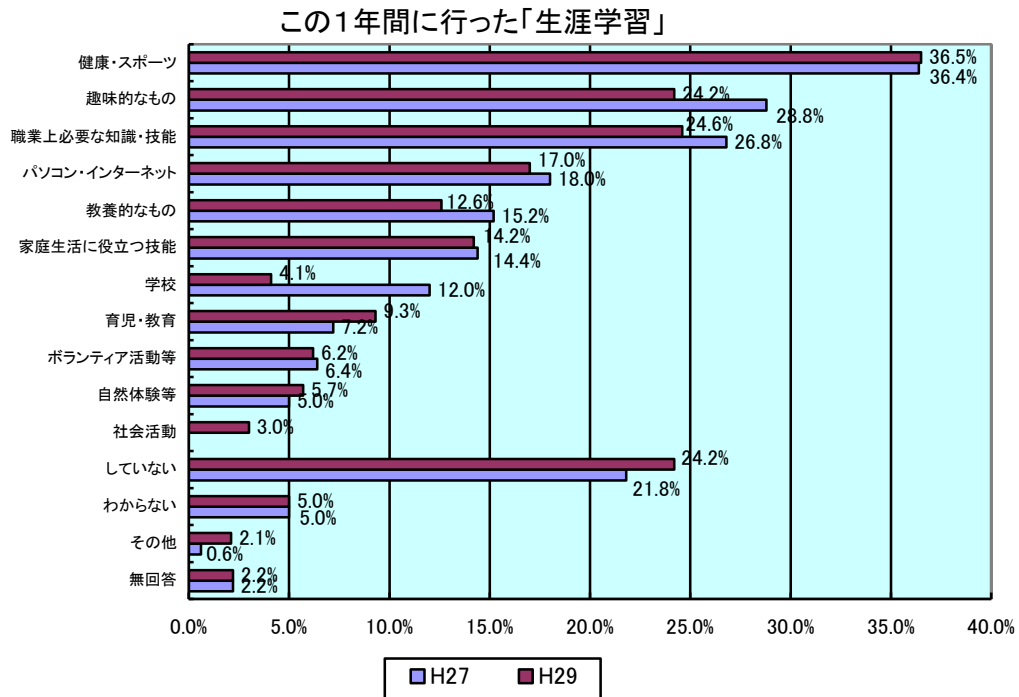
※平成29年12月に実施した「市教育振興基本計画に係るアンケート」より

(3) 生涯学習・芸術文化・スポーツ

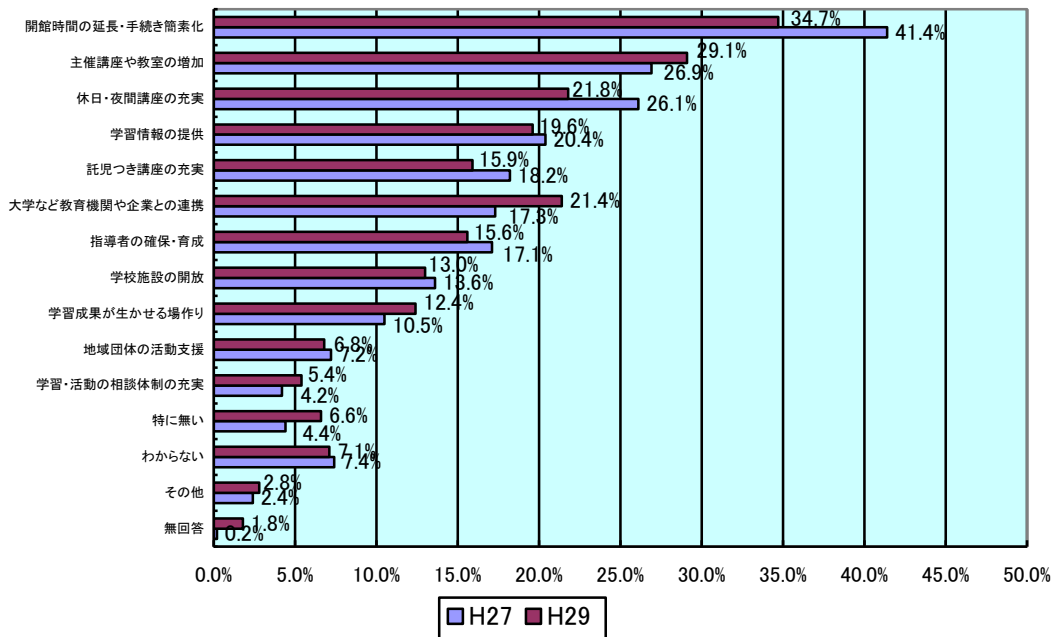
現代社会において、市民は心身ともに健康でゆとりのある生活を求めています。市では、施設や様々な講座・プログラムを通して、市民が芸術・文化活動に参加したり、スポーツに取り組んだりして毎日を生き生きと過ごせるようサポートしていますが、特に団塊世代といわれる人たちが高齢化してきた中で、今後もさらにニーズが高まるものと思われます。

アンケートで、満18歳以上の市民（回答：776人）に「この1年に行った生涯学習」について質問したところ、「健康・スポーツ」が36.5%、「職業上必要な知識・技能」が24.6%、「趣味的なもの」が24.2%でした。また、「市民が学びたいときに学べるようにするために、力を入れるべきこと」については、平成29年度では「施設の開館時間の延長や利用手続きの簡素化」が34.7%（平成27年度：41.4%）でもっとも多く、「市主催講座や教室数の増加」が29.1%（26.9%）、「休日や夜間などの講座の充実」が21.8%（26.1%）、「大学など教育機関や企業との連携」が21.4%（17.3%）と続きました（図11参照）。

図 1 1



市民が学びたいときに学べるようにするために、力を入れるべきこと



※平成28年2月に実施した「市教育振興基本計画に係る中間アンケート」
及び平成29年12月に実施した「市教育振興基本計画に係るアンケート」より

生涯学習については、市内及び近隣市にある大学と連携し、高度な知識・技術等を習得できる学習機会を提供する市民大学講座や、市職員が講師になり、市政への理解と関心を高めるための生涯学習まちづくり出前講座などを開催し、ボランティアの育成など市民の学習活動支援を行っています。また、芸術文化活動では、市民文化祭や郷土作家

展など、市民が日ごろ学習した成果を発表したり、市内の郷土芸能に触れたりする機会を提供しています。さらに市内の社会教育関係団体へ補助金等による支援を行っています。

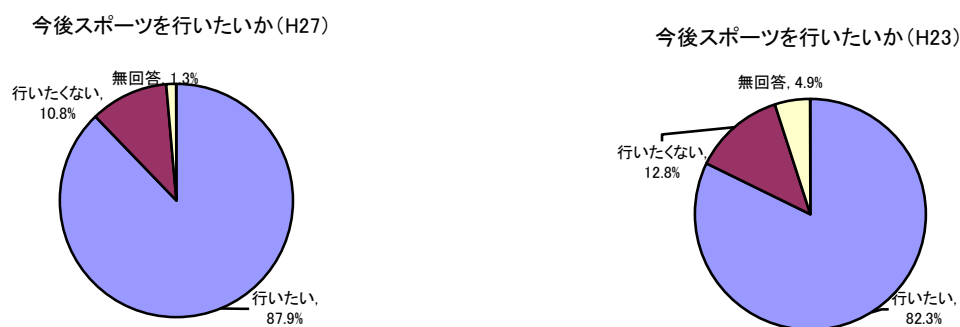
公民館では、指定管理者による運営を行っており、アンケート等を実施して講座の内容を見直すなど、それぞれの公民館で特徴のある講座を開催しています。また、学校・地域と連携・協力を図り、地域住民に対して学習情報の積極的な提供を行っています。

図書館では、窓口等業務の一部を業務委託するとともに、平成29年に「市民のための図書館 四街道市立図書館の運営方針」を策定し、市民に役立つ図書館としてサービスの充実を図っています。

スポーツでは、健康志向ブームを背景に市民の関心が高く、「今後スポーツを行いたい」と質問したところ、「行いたい」が平成27年度で87.9%と平成23年度の82.3%を上回りました（図12参照）。また、平成29年度は現在運動をしていない人のみを対象に「今後スポーツを行いたい」と質問したところ、「行いたい」が73.8%となりました。

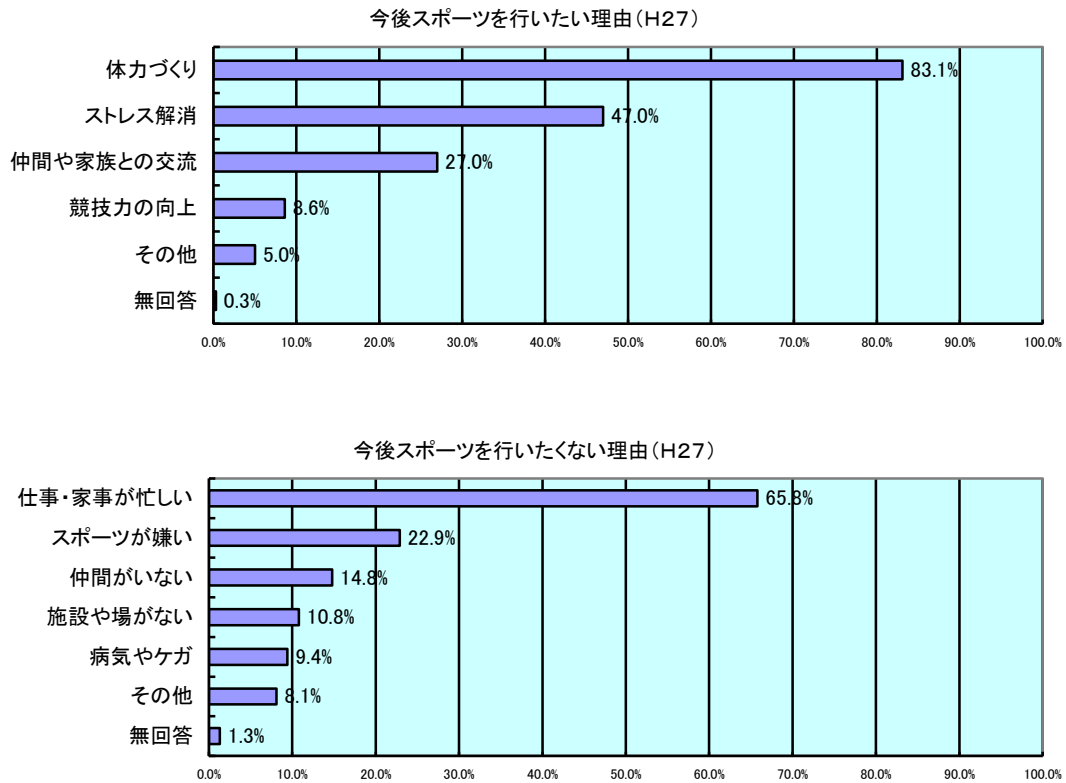
次に平成27年度にうかがった「スポーツを行いたい理由」としては、「体力づくり」が最も多く、次に「ストレス解消」、「仲間や家族との交流」が続きました。一方「スポーツを行いたくない理由」としては、「仕事や家事が忙しい」が最も多く、「スポーツや運動が嫌い、興味が無い」、「仲間がいない」が続きました（図13参照）。このことから、スポーツについては潜在的に行いたいと思っている人が一定数いるが、勉強や仕事、普段の時間の過ごし方の多様化などで実際のところは実現できないといった状況が浮かび上がりました。

図12



※平成23年5月に実施した「市教育振興基本計画に係るアンケート」及び平成28年2月に実施した「市教育振興基本計画に係る中間アンケート」より

図 1 3



※平成28年2月に実施した「市教育振興基本計画に係る中間アンケート」より

スポーツを気軽にできる環境づくりとして、小中学校の校庭や体育館の開放、総合型地域スポーツクラブ「四街道SSC」の運営の支援を行うとともに、各種スポーツ教室等を開催し、スポーツ活動への参加機会の確保や参加者の体力向上、健康の維持増進に役立てています。

第4章 前期計画(平成25年度～平成30年度)の成果と課題

本市では、平成25年度から「市教育振興基本計画」で「明日を切り拓く、心豊かでたくましい人づくり」を基本理念に掲げ、前期計画では6つの基本方針をもとに施策を推進してきました。

今般、後期計画を策定するに当たり、各施策における成果と課題を以下のとおり取りまとめました。

基本方針 1

豊かな感性を育み、強い心で正義を尊ぶ、たくましい子どもを育てます

(1) これまでの取り組みと成果

①豊かな感性を育む教育を推進します

各校において、身近な施設や地域人材を積極的に活用した問題解決的、体験的な授業が展開されることで、児童生徒が直接様々な人々とかかわりながら学ぶ機会が増え、多様な考え方に触れる中で豊かな感性を育むことにつながりました。

読書を推進するために策定した「市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校司書の市内全校配置や、学校図書館の蔵書整理、市立図書館との連携構築など、読書活動の推進に努めました。

②強い心と正義感を育成します

各校の実態に応じて計画・実践している『命の教育』については、特に道徳の時間で「いのちのつながり・輝き」を意識した授業展開が全校で行われ、児童生徒への「思いやる心」「強い心」や自尊感情の育成、正義感・規範意識の高揚につなげることができました。

児童生徒やその保護者からの様々な教育に関する相談を受けることができるよう、子どもと親をサポートする専門窓口として平成28年度に「教育サポート室」を新設し、いじめや不登校に関する相談活動を行いました。また、スクールカウンセラーを小学校4校、中学校全校に配置したほか、長期欠席児童生徒のための学校教育相談室「ルームよつば」を運営するとともに、青少年育成センターにスクールソーシャルワーカーを1人配置し、スクールソーシャルワーカーの助言に基づき、青少年育成指導教員による相談活動を実施するなど、教育相談体制の整備・充実に努めました。

いじめの事案に迅速かつ組織的に対応するために、「市いじめ防止対策推進条例」を策定しました。その条例に基づき「市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ撲滅キャンペーンを通して各校における学級活動や集会活動での取組により、いじめをなくそうとする意識の高揚を図ることができました。

③たくましい子どもを育成します

ラジオ体操の推奨に努め、全校で運動会や体育の授業において実施することができました。また、新体力テストを分析し、児童生徒の体力の現状課題についての周知や、各校の課題に応じた取組についての指導・助言を行いました。

小学校への陸上練習の指導者派遣や、中学校への運動部活動の指導者を派遣するなど、教員が専門的な指導を学ぶ機会の確保と、児童生徒の体力や競技力の向上に努めることができました。

小学校での薬物乱用防止教室や、中学校での非行防止教室の実施により、児童生徒の意識向上を図ることができました。

食に関する指導の充実として、教員、栄養教諭、学校栄養職員を対象とした食育研修会を教育研究会（学校給食研究部）との共催で年1回実施しました。また、「弁当の日」を全校で実施し、食に関する教育について、理解を深めることができました。

④幼保・小・中・高・大・特別支援学校等の教育機関の連携を推進します

市内の保育所（園）、幼稚園、小学校で連携した保幼小連携教育研修会を開催し、保育の現状や就学前児童の発達段階についてなど、教育と保育について相互理解を深めることができました。また、市内の保育所（園）、幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校等と連携して特別支援教育連絡会議を開催し、研修や情報交換を行うなど、途切れない支援体制づくりを推進しました。

（2）目標項目の達成状況

「人の気持ちがわかる人間になりたいと思う」と質問したところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合が、小学生では平成21年度の92.7%から平成29年度は91.7%、中学生では平成21年度の92.9%から平成29年度は93.5%と高い比率で推移しています（表1参照）。

「人が困っているときは、進んで助けますか」と質問したところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合が、小学生で平成21年度の71.8%から平成29年は84.7%、中学生で平成21年度の75.0%から平成29年度は83.7%にそれぞれ増加しました（表1参照）。

このことから、人に対する思いやりのある児童生徒の数は数値的にも高く、また着実に増えていることがうかがえます。

表 1

目標項目		現状 (計画策定時)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	目標 30 年度
「人の気持ち がわかる人間 になりたいと 思う」という問 いに対し、『そ う思う』『どち らかといえ ばそう思う』 【全国学力・学 習状況調査】	小学校 6 年	92.7% (21 年度)	90.1%	92.1%	93.2%	調査なし	※ 2 91.7%	100%
	中学校 3 年	92.9% (21 年度)	93.1%	94.1%	95.5%	調査なし	※ 2 93.5%	100%
「人が困っ ているときは、進 んで助けます か」という問 いに対し、『そ う思う』『どち らかといえ ばそう思う』 【全国学力・学 習状況調査】	小学校 6 年	71.8% (21 年度)	※ 3 調査なし	※ 3 調査なし	※ 4 83.0%	81.7%	84.7%	100%
	中学校 3 年	75.0% (21 年度)	※ 3 調査なし	※ 3 調査なし	※ 4 81.7%	83.4%	83.7%	100%
新体カテストの 結果における 運動能力証交 付率	小学校 男女	32.0% (23 年度)	34%	32%	30%	32%	33%	40% 以上
	中学校 男子	14.0% (23 年度)	16%	13%	19%	14%	15%	25% 以上
	中学校 女子	35.2% (23 年度)	38%	37%	39%	43%	41%	45% 以上
スポーツ、芸術分野での活躍			5 人	1 人	5 人	1 人	2 人	全国大会、アジ ア大会、世界大 会出場者を輩出

※ 2 平成 29 年 12 月に市内小学校 5 年生及び中学校 2 年生を対象に実施した教育振興基本計画に係るアンケートの結果

※ 3 全国学力・学習状況調査の中の調査項目で、「人の気持ちができる人間になりたいと思う」については平成 28 年度に、また「人が困っているときは、進んで助けますか」については平成 25・26 年度に調査がなかったため

※ 4 平成 28 年 2 月に市内小学校 5 年生及び中学校 2 年生を対象に実施した教育振興基本計画に係る中間アンケートの結果

(3) 今後の課題

①豊かな感性を育む教育を推進します

読書活動については、学校図書館を活用した授業が積極的に行われるよう、司書教諭や学校司書を中心とした学校内の読書活動推進体制のさらなる強化が課題です。

②強い心と正義感を育成します

教育相談体制については、引き続き十分に対応できるよう検討する必要があります。また、長期欠席児童生徒への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、各専門機関との連携強化を図り、様々なニーズに対応することのできる相談体制を確立していく必要があります。

いじめ防止対策については、「市いじめ防止対策推進条例」等に基づき、各校で定めたいじめ防止基本方針の周知と毎年の見直しが必要です。また、いじめ問題対策連絡協議会等で市全体の連携を図り、いじめの早期発見、早期解消や継続事案について解決に取り組む必要があります。

③たくましい子どもを育成します

新体力テストにおいては、引き続き向上に努める必要があります。また、小学校の陸上競技練習や中学校の運動部活動について、指導者をいかに確保するかが課題です。

④幼保・小・中・高・大・特別支援学校等の教育機関の連携を推進します

特別支援教育については、子どもたち一人一人に応じた適切な支援を行うために、特別支援教育コーディネーターのさらなる研修が必要であり、コーディネーターが中心となり、特別な支援を必要とする全ての児童生徒について個別の教育支援計画^(※5)、個別の指導計画^(※6)が作成され、円滑に活用されるよう各校を支援していく必要があります。

※5 個別の教育支援計画とは、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために作成した支援計画

※6 個別の指導計画とは、学校の教育課程において、児童生徒一人一人の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、個別の教育支援計画等を踏まえて、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した計画

基本方針 2

確かな学力を身につけた子どもを育てます

(1) これまでの取り組みと成果

①魅力ある授業を推進します

本市が定めた少人数学級推進教員配置基準により、対象となる学年全てに講師を配置することができました。また、配置された学校では、少人数指導やチームティーチング等の授業形態で講師を有効活用し、児童生徒一人一人にきめ細かい指導の充実を図ることができました。

授業力向上研究校に全校を指定し、教職員の授業力向上を図るために、各校の研究教科、研究テーマに基づいた公開の研究授業を行いました。その結果、授業後の研究協議でも活発な意見交換が行われ、授業改善につなげることができました。

②夢を育む教育、外国語教育等多様な学びを推進します

小中一貫教育では、市内5中学校区をモデル校として順次指定し、平成30年度の完全実施に向けて実践・研究に取り組みました。また、小中一貫教育推進委員会を開催し、モデル校の実践研究をもとに「市小中一貫教育基本方針」並びに「市小中一貫教育推進要領」を検討し、平成29年3月に策定しました。さらに、義務教育9年間を見通した連続性のある英語教育の推進を図るため、平成29年度より旭中学校区の4小学校を「英語教育推進モデル校」に指定し、専任のALTと特色ある教材を活用することにより、「話す・聞く・読む・書く」力をバランスよく育成する英語教育の在り方の研究を進めました。

キャリア教育の一環として、キャリア教育推進会議を開催し、小学校の職場見学や中学校の職場体験、職業人による講演会など活動の内容や成果を報告する意見交換等を行いました。また、中学生を被爆地である広島または長崎へ毎年派遣する事業を行うことができました。

ALT（外国語指導助手）を中学校全校に配置し、要請に応じて小学校にも派遣するなど、児童生徒が生きた英語と触れ合う機会を増やしました。また、市内中学校3年生を対象に1回限り英語検定試験の受験料を負担することで、英語検定3級程度の取得率及び英語検定3級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合が全国平均を上回るなど、外国語教育の向上を図ることができました。

コンピュータ機器やネットワークの整備を進め、各校にタブレットやパソコン等を導入し、それらを活用した授業展開を推進しました。また、情報モラル教育研修会を行うなど、スマートフォンやタブレット等によるトラブル防止に関して研修を深めることができました。さらに、校務支援システムを平成28年度に全校へ導入、平成29年度から全面運用を開始したことで、教職員の負担軽減につなげることができました。

③学校教育を充実させるための支援を行います

「家庭で育む生きる力」の市ホームページへの掲載や、リーフレット「四街道市の学校教育」を発行し、教職員および保護者に配布することができました。

生徒指導補充教員を必要とされる学校に派遣したことで、学級担任や教科担任等と連携しながら、きめ細かい指導や支援を行うことができました。

特別支援を必要とする児童生徒のニーズに応じて、特別支援教育支援員を配置しました。また、支援員の資質向上を図るための特別支援教育支援員研修会を開催しました。さらに、巡回相談員による発達相談を実施し、児童生徒一人一人に適した支援について指導・助言を行いました。

(2) 目標項目の達成状況

全国学力・学習状況調査による「基礎基本の問題（A問題）の平均正答率」及び「活用が中心となる問題（B問題）の平均正答率」については、小学校6年生、中学校3年生共に策定時(平成23年度)から平成29年度まで、年度により上下はありましたが、国語、算数・数学共に全国・県平均と比較して概ねほぼ同じでした（表2参照）。

千葉県標準学力検査の平均正答率については、小学校6年生、中学校3年生共に策定時（平成23年度）から平成27年度まで、年度により上下はありましたが、どの教科も県平均と比較して概ねほぼ同じでした。また、平成28年度以降は、小学校6年生、中学校3年生共に全ての教科で県平均をやや上回りました（表2参照）。

全国学力・学習状況調査（年度初め）の結果と千葉県標準学力検査（年度末）の結果を比較すると、特に平成28年度以降は全国学力・学習状況調査と比べ千葉県標準学力検査の結果で県平均を上回っており、学力が向上しその結果が表れたものと思われま

す。英語検定3級程度の比率については、平成25年度の21.0%から上昇傾向にあり、平成29年度は英検3級以上の取得率が45.0%、英検3級程度の英語力を有する生徒の比率が67.6%となりました。このことから、外国語教育については、その年によって学力に差があるものの、上昇傾向にあることがわかりました。

「将来の夢や目標を持っていますか」との質問についての肯定的な回答の割合は、小学校6年生、中学校3年生共に高い比率で推移しております。このことから、年度によって多少の変動はあるものの、将来に対しては概ね明るい展望があることがわかりました。

表 2

目標項目		現状 (計画策定時)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	目標 30 年度
基礎基本の問題 の平均正答率 【全国学力・学習状況調査】	小学校 6 年	全国平均と ほぼ同じ (21 年度)	全国平均を やや下回る	全国平均と ほぼ同じ	全国平均と ほぼ同じ	全国平均と ほぼ同じ	全国平均と ほぼ同じ	全国平均を 上回る
	中学校 3 年	全国平均と ほぼ同じ (21 年度)	全国平均と ほぼ同じ	全国平均を 上回る	全国平均と ほぼ同じ	全国平均と ほぼ同じ	全国平均を 下回る	全国平均を 上回る
活用が中心と なる問題の平 均正答率 【全国学力・学習状況調査】	小学校 6 年	全国平均と ほぼ同じ (21 年度)	全国平均と ほぼ同じ	全国平均を やや上回る	全国平均と ほぼ同じ	全国平均と ほぼ同じ	全国平均と ほぼ同じ	全国平均を 上回る
	中学校 3 年	全国平均と ほぼ同じ (21 年度)	全国平均と ほぼ同じ	全国平均を 上回る	全国平均と ほぼ同じ	全国平均を 下回る	全国平均を やや下回る	全国平均を 上回る
千葉県標準学力 検査の平均得点 (各学年各教科において)	小学校	県平均と ほぼ同じ (21～23 年度)	県平均と ほぼ同じ	県平均と ほぼ同じ	県平均と ほぼ同じ	県平均と ほぼ同じ	県平均と ほぼ同じ	県平均を 上回る
	中学校	県平均と ほぼ同じ (21～23 年度)	県平均と ほぼ同じ	県平均と ほぼ同じ	県平均と ほぼ同じ	県平均を 上回る	県平均を 上回る	県平均を 上回る
英語検定 3 級 程度の取得率 (中学校卒業まで)	中学校 3 年	21% (23 年度)	23.1%	36.2%	40.2%	29.1%	45.0%	50%以上
学校図書館での 年間貸し出し冊数 (1 人当たり)	小学校	25.7 冊 (22 年度)	28.1 冊	33.2 冊	37.5 冊	34.9 冊	39.9 冊	30 冊以上
	中学校	3.4 冊 (22 年度)	4.8 冊	6.3 冊	7.8 冊	7.9 冊	9.3 冊	10 冊以上
「将来の夢や 目標を持って いますか」の問 いに対する 肯定的な回答 【全国学力・学習状況調査】	小学校 6 年	85.8% (21 年度)	87.6%	84.6%	85.2%	84.9%	85.3%	100%
	中学校 3 年	74.3% (21 年度)	76%	74.6%	75.9%	68.9%	71.0%	100%

(3) 今後の課題

①魅力ある授業を推進します

少人数学級推進教員を配置するための優秀な人材を確保するため、さらなる検討が必要です。

授業力向上や小中一貫教育推進のために他校参観を全教職員に推奨しています。参観率 100%に向けて、その意義や効果を周知徹底していく必要があります。また、授業において、「ねらいに応じた適切な活動であるか」を常に見極め、児童生徒の実態から、児童生徒に「つけたい力」を明確にし、それに適した学習活動をいかに設定していくかが課題です。

②夢を育む教育、外国語教育等多様な学びを推進します

キャリア教育については、小中一貫教育の視点から学校や地域の実態に合わせて、義務教育 9 年間を見通すとともに、児童生徒一人一人の職業的・社会的自立に向けて、キャリア発達に必要な基盤となる能力や資質を育てるための学習計画を立案する必要があります。

英語検定試験の3級程度の取得率は計画策定時から増加傾向にありますが、今後も更なる向上に努めることが必要です。また、市内全ての中学校で生徒が積極的に受験できるよう働きかけることも重要です。

コンピュータ機器やネットワークの整備については、今後パソコン機器、ネットワーク環境（通信速度や容量等）の更新に対応する必要があります。

③学校教育を充実させるための支援を行います

家庭学習について、小中一貫教育推進の中で、各中学校区の実態を踏まえた共通指導事項を整理して、すすめ方をまとめた手引き等を作成し配付するなど周知を図る必要があります。

特別支援教育支援員の配置と巡回相談員の派遣については、引き続き学校からの要望に十分応えられるための支援や相談体制の整備を検討する必要があります。

基本方針 3

教師と子どもが深い信頼関係で結ばれた学校づくりを進めます

(1) これまでの取り組みと成果

①信頼される教職員の育成を図ります

発見や考察、発明、研究等の有益な成果が教育振興に貢献し、特に功勞として認められる教員、または本市の学校教育の振興に尽力し、功績として認められる教員等を表彰するために、教育委員会表彰の規程を見直しました。

教職員のメンタルヘルスケアの促進について、定期健康診断だけではなく、各校に配置している教職員保健管理医による健康相談やモラルアップ委員会を開催し、教職員の心身の健康維持や良質な職場環境づくりに取り組むことができました。

外国籍児童生徒への語学指導については、学校からの要請に応じて語学指導員を派遣するとともに、市国際交流協会と連携をとりながら、日本語指導ボランティアを派遣するなど、必要な支援を迅速に行いました。

生徒指導補充教員を必要とされる学校に派遣したことで、学級担任や教科担任等と連携しながら、きめ細かい指導や支援を行うことができました。また、校務支援システムを平成28年度に全校へ導入、平成29年度から全面運用を開始し、出席簿、指導要録、健康診断票作成等事務処理の効率化を図ることで、児童生徒と向き合う時間を確保することができました。

②地域とともにある学校づくりを推進します

全校に学校評議員を置き、地域住民等の意見を幅広く聴取することで、多面的な視野から学校運営を見直しました。

各校に1名ずつ委嘱している地域コーディネーターを対象とした地域コーディネーター会議を開催し、各校の実践発表をもとに協議や情報交換を行うなど、事業の趣旨等について理解を深めることができました。

学校支援コーディネーター^(※7)を学校で行われている学校支援推進会議に派遣することで、各校の状況を把握し、学校の実態に応じて「地域とともにある学校づくり」を推進することができました。また、各校に学校支援地域本部事業のガイドブック「地域の学校応援団」を配付するなど、事業の趣旨や内容が理解されるよう努めました。

子どもたちにとってより良い教育環境を提供し、一層の教育効果の向上を図るために、学区審議会を開催し、通学区域の適正化に努めました。

③安全・安心な学校づくりを推進します

平成27年7月に「市通学路交通安全プログラム」を策定しました。このプログラムに基づき、家庭・学校・地域・関係機関と連携し、毎年7月に通学路の合同点検を実施することで、児童生徒の通学途中での危険箇所解消に努めました。

児童の安全を守るために、小学校1年生全員に防犯ブザー及びランドセルカバーを配付したほか、緊急搬送用自動車としてタクシーを借り上げることで、児童生徒への速や

かな受診対応や各検診の未受診者の受診機会の確保等、より実効性を高めた安全体制を確立しました。

各校の実情に合わせて、交通安全教室、保護者や地域の人による登下校時の見守り、不審者対応訓練を行うなど児童生徒の安全確保に努めました。

各校で実践的な避難訓練や様々な場面を想定したワンポイント避難訓練などを複数回実施することで、児童生徒の危機対応能力や危機回避能力など、危機に対応する意識を高めることができました。

学校施設では、補修、修繕、法定点検等を行い、施設の適切な維持保全に努めました。また、栗山小学校校舎の改築工事及び旭中学校、千代田中学校、四街道西中学校の武道場改築工事の実施により、市内小中学校施設の耐震化率100%を平成27年度に達成しました。

空調設備設置については平成28年度から13年間の賃貸借契約により全校の普通教室及び特別支援教室に設置し、授業に集中できる教育環境の整備を図ることができました。また、普通教室及び特別支援教室が増加した場合は、別途空調設備を設置しました。

※7 学校支援コーディネーターは、学校支援地域本部の推進・調整役として各校を支援する。主な職務は地域コーディネーター会議の企画・運営や地域コーディネーターへの助言など

(2) 目標項目の達成状況

不登校児童生徒の出現率（在籍児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合）については、年度によって増減があるものの、ほぼ横ばいに推移しています。

このことから、登校率が特に中学校で一時的に改善傾向が見られるなど、相談業務をはじめ様々な事業を実施することにより、一定の成果が現れたが、引き続き不登校児童生徒の減少に努める対策が必要であると思われます。（表3参照）。

また、教職員に対し「直近1年間でストレスが増えているか」との質問に「増えた」と回答した比率は、小学校では平成23年度の41.5%から平成29年度は41.0%に、中学校では平成23年度の41.3%から平成29年度は43.7%となりました（表3参照）。

このことから、教職員の負担を軽減する様々な事業を実施した結果、ストレスを抑止する効果が少しずつ表れたものの、さらに改善すべき策を講じる必要があると思われます。

表 3

目標項目		現状 (計画策定時)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	目標 30 年度
「学校が楽しいか」という問いに対する肯定的な回答 【小5、中2対象アンケート調査】	小学校 5 年	90.0% (23 年度)	80.8%	86.7%	86.5%	調査なし	※9 88.9%	95%以上
	中学校 2 年	81.7% (23 年度)	78.1%	79.1%	80.2%	調査なし	※9 83.3%	90%以上
不登校児童生徒の出現率（在籍児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合）	小学校	0.26% (23 年度)	0.20%	0.34%	0.38%	0.46%	0.47%	0%
	中学校	2.60% (23 年度)	3.04%	3.26%	2.48%	2.24%	2.66%	2%以下
「直近1年間でストレスが増えているか」という問いに対し「増えた」との回答 【市内教職員アンケート調査】	小学校	41.5% (23 年度)	調査なし	調査なし	※8 35.7%	調査なし	※9 41.0%	20%以下
	中学校	41.3% (23 年度)	調査なし	調査なし	※8 30.1%	調査なし	※9 43.7%	20%以下
学校施設の耐震化率		89.2% (23 年度)	95.1%	95.1%	100%	100%	100%	100%

※8 平成28年2月に市内小学校5年生及び中学校2年生を対象に実施した教育振興基本計画に係る中間アンケートの結果

※9 平成29年12月に市内小学校5年生及び中学校2年生を対象に実施した教育振興基本計画に係るアンケートの結果

(3) 今後の課題

①信頼される教職員の育成を図ります

教職員に対して、資質向上のために研修の参加を促すとともに、多くの教職員がそのときどきに必要な教育課題について考え、実行力をつけることができる研修プログラムを開発する必要があります。また、支援が必要な外国籍児童生徒への語学指導員の確保についても課題です。

②地域とともにある学校づくりを推進します

学校支援地域本部事業では、各校の地域コーディネーターを中心に多くのボランティアによって様々な学校支援活動を行っていますが、引き続き地域の実情に応じた事業を展開する必要があります。

③安全・安心な学校づくりを推進します

「市通学路交通安全プログラム」に基づき、引き続き関係機関と連携して危険箇所の解消に努めるとともに、地域や関連機関と連携した防災教育を推進する必要があります。

学校ごとに作成している「危機管理マニュアル」について、学校の実態に応じた点検や見直しを行う必要があります。

校舎全体の大規模な改造については「市公共施設等総合管理計画」に基づき、今後の人口推計などを踏まえ計画的に実施する必要があります。

基本方針 4

自己実現を目指す市民の学習・スポーツ活動を支援します

(1) これまでの取り組みと成果

①生涯学習活動、地域づくりのための生涯学習環境の整備を図ります

和良比小学校と四街道中学校の特別教室を空き時間に開放することで、社会教育活動や文化活動の場を提供することができました。

社会教育関係団体や、青少年関係団体に補助金を交付することで、団体の活動の活性化を図ることができました。

市内3公民館を平成26年度から指定管理者による管理運営に移行したことで、施設・設備の管理業務委託や、経年劣化した施設の維持補修に取り組むなど、施設管理に特化した効率的な運営に努めることができました。また、平成28年度より主催事業についても委託したことで、新たな視点で講座内容の見直しを図られるなど、各公民館で特徴ある講座を開催することができました。

図書館の管理運営について、平成25年度から窓口業務等の一部を業務委託することで効率的な運営を行うとともに、開館日数の増加等により市民サービスの向上に努めることができました。また、四街道北高等学校との連携による図書委員のおすすめ本ポスター展示等、特色あるテーマ展示により、蔵書の利用促進と市民の読書意欲の喚起に努めました。

市民から図書館内での学習室設置の要望に伴い、文化センターの会議室を通年で借り上げ、学習室として開設することで、多くの市民が集中して学習する機会を提供できました。また、平成28年度より、小中高校生を対象とした学習室「えんぴつルーム」を開設し、夏休み等の長期期間中に児童生徒が集中して自習できる場所を提供できました。

3～4か月児相談時に絵本を贈る「はじめまして、絵本」やおはなし会、ミニ講座等を通して、子どもたちへの読書普及活動を行うことができました。

「市子ども読書活動推進計画（第三次）」による学校訪問を通して図書館と小中学校図書館との連携が深まり、学校司書の活動を支援することができました。

②心身ともに健康な生活を送るためのスポーツ振興を推進します

小学校の校庭及び小中学校の体育館を開放することで、地域の子どもから高齢者まで様々な人たちが、スポーツ活動を通して地域住民相互の交流促進や体力向上、健康の維持増進につなげることができました。

市主催の各種スポーツ教室を開催することで、子どもから高齢者まで幅広い世代の人たちに体力向上、健康づくりの機会を提供することができました。また、市民のニーズに応じたスポーツ指導者を紹介する制度として平成26年度から開始したスポーツリーダーバンク制度によるスポーツリーダーバンク登録指導者を講師として活用するなど、人材活用に努めました。

地域のスポーツ活動の拠点として総合公園体育館等で活動している総合型スポーツクラブ四街道SSCについて、安定した運営ができるよう施設面等に対し支援をすることで、地域に根ざしたスポーツ活動を奨励することができました。

③高等教育機関等との連携と地域人材の育成・活用を推進します

高等教育機関等との連携として、市内や近隣にある大学と共催で市民大学講座の専門課程及びパソコン講習会を開催し、市民に高度かつ専門的な知識を習得する学習機会を提供することができました。

市民大学講座の一般課程については、市民が主体的に学ぶことができる講座をみんなで地域づくりセンター等と連携することで、地域人材の育成と市民活動の活性化を図りました。また、市民大学講座で学んだ受講者をまちづくりに貢献できる人材として活用することで、学習したことを具現化できる機会を提供することができました。

生涯学習生きがいがづくりアシスト事業については、市民がこれまで得た知識や技術をほかの市民に伝授すべく、学習支援ボランティアとして登録した市民を講師として派遣することで、「教えたい」市民を「学びたい」市民に紹介するなど、地域人材の活用を図ることができました。

(2) 目標項目の達成状況

「生涯学習活動に取り組んでいる人」の割合は平成18年度の67.3%でしたが、平成29年度は71.5%にまで上昇しました。また、「週1回以上運動をする成人」の割合は平成23年度の48.8%で、平成29年度は51.4%にまで上昇し半数を超えました(表4参照)。

公民館利用者数は平成23年度の167,178人から四街道公民館の補修工事などで開館日数が少ない平成25年度を除いては、16万人台で推移しており、ほぼ横ばいの状況となっています(表4参照)。

図書館利用者数については、平成23年度は93,300人でしたが、開館日数を増やしたことで、ここ数年は10万人を超えており、計画策定時に設定した目標数値(100,000人)を大幅に上回っています(表4参照)。

このことから、公民館については利用者数の増減は大きくないものの、利用団体によるサークル活動は引き続き活発であり、アンケート結果での「生涯学習に取り組む人」の高い割合や、公民館等施設での「市主催講座や教室数の増加」、「休日や夜間などの講座の充実」などの要望が多いことから、今後もニーズは拡大するものと考えます。また、図書館については、市民に関心のある事業等を実施することで、今後もさらに利用者が増加するものと思われます。

表 4

目標項目	現状 (計画策定時)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	目標 30年度
生涯学習活動に取り組んでいる人	67.3% (18年度)	調査なし	調査なし	※10 70.9%	調査なし	※11 71.5%	70%以上
公民館利用者数	167,178人 (1日当たり165人) (23年度)	149,324人 (170人)	165,159人 (172人)	168,630人 (166人)	162,436人 (160人)	163,296人 (161人)	177,300人 (175人)
図書館利用者数	93,300人 (1日当たり323人) (23年度)	100,358人 (306人)	100,527人 (312人)	114,696人 (348人)	110,371人 (336人)	109,605人 (334人)	100,000人 (346人)
図書貸出冊数	353,591冊 (利用者1人当たり3.8冊) (23年度)	369,079冊 (3.7冊)	364,693冊 (3.6冊)	365,558冊 (3.2冊)	357,203冊 (3.2冊)	358,847冊 (3.3冊)	400,000冊 (4.0冊)
週1回以上運動をする成人	48.8% (23年度)	調査なし	調査なし	※10 45.6%	調査なし	※11 51.4%	60%

※10 平成28年2月に市内小学校5年生及び中学校2年生を対象に実施した教育振興基本計画に係る中間アンケートの結果

※11 平成29年12月に市内小学校5年生及び中学校2年生を対象に実施した教育振興基本計画に係るアンケートの結果

(3) 今後の課題

①生涯学習活動、地域づくりのための生涯学習環境の整備を図ります

公民館事業については、幅広い世代の市民が興味・関心をもち、学習意欲を高めることができる講座を開設できるよう工夫する必要があります。

図書館で管理している視聴覚機材・教材について、管理や今後の運用方針等について検討する必要があります。

②心身ともに健康な生活を送るためのスポーツ振興を推進します

スポーツ関連の公共施設に関して、経年劣化に伴う補修・修繕等の施設整備を進め、安全かつ快適な施設維持に努めていく必要があります。

スポーツリーダーバンク登録者の確保と制度の周知が必要です。また、スポーツリーダーバンク登録者制度を活用して、「教えたい」市民が「学びたい」市民にスポーツ指導を行える環境を整備するなど、さらなる人材の有効活用に努める必要があります。

総合型スポーツクラブ四街道SSCについては、会員の確保と安定した財政力の確保に向け、総合公園体育館以外での拠点づくりなど、より自立した運営ができるよう支援に努める必要があります。

体育協会に関しては、市民が参加しやすい各種大会や教室が開けるよう働きかけるほか、より自立した運営ができるよう支援に努める必要があります。

③高等教育機関等との連携と地域人材の育成・活用を推進します

市民大学講座については、受講後に市民活動へ参加するボランティアに登録してもらえるようなカリキュラムを検討する必要があります。

生涯学習生きがいがづくりアシスト事業では、ボランティア登録する市民が増えるよう、多面的に検討する必要があります。

基本方針 5

豊かな自然や先人の創り上げた伝統文化を受け継ぎ、新しい文化を創造する市民活動を支援します

(1) これまでの取り組みと成果

①四街道の豊かな自然を大切に思う心の醸成を図ります

社会科副読本「わたしたちの四街道」について、学習指導要領の改訂を踏まえて大幅に改定するなど、学習指導要領に合わせた副読本を刊行しました。また、見学・体験を通して学ぶことができる場を提供するために小学校3、4年生の地域学習用のバスの借上げを実施しました。

本市産の野菜を使用した「四街道カレー」を全校で実施するなど、四街道の地場産物を活用した給食の提供や料理教室等を開催することで、食べ物の大切さや生産者に対する感謝の気持ちを育み、食を通じたふるさと四街道への愛着を醸成することができました。

②地域や日本の伝統文化の継承を推進していきます

各小学校に市歴史民俗資料室見学のモデル案を示すほか、鹿放ヶ丘ふれあいセンター開拓資料室の見学や、民具等を使った出前授業など、歴史民俗資料を社会科授業で活用することで、ふるさと四街道に関する学習の充実を図ることができました。

「よつかいどう文化財散歩」や「子どもカイコ教室」などの事業を開催し、多くの市民が参加したことで、地域の歴史・文化についての学習機会を提供することができました。

地域遺産の保護・保存と継承については、埋蔵文化財包蔵地の保護や、遺跡の分布調査等を行い、文化財の保護や遺跡の保存に努めました。また、市史編さんに関しては、歴史資料の収集や市内旧家古文書の整理・保存等を行い、逐次「四街道の歴史」を刊行することができました。

③四街道の新しい文化の創造を支える市民活動を支援します

市民文化祭の開催や、市役所第二庁舎1階を市民ギャラリーとして開放するなど、市民の芸術文化活動の成果を発表する機会や、市民が身近に芸術文化に触れ合う場を提供することができました。

市民団体との共催で市民ミュージカルをはじめ、市民演劇公演や郷土作家展、子どもミュージカルを開催するとともに、団体に対して芸術文化振興助成金を交付するなど市民に優れた芸術文化に触れる機会を提供することができました。また、多くの市民が芸術文化に対する関心や興味を持つきっかけをつくることができました。

(2) 目標項目の達成状況

歴史民俗資料室等の来場者数については、市歴史民俗資料室のスペースに限りがあるため、児童数が多い学校などについては市歴史民俗資料室を訪問せずに、職員が直接学

校へ出向いて民具等を使った出前授業等を行うなど、状況に応じた方法で歴史民俗に関する学習機会を提供しています。

芸術文化公演事業等の来場者数は、平成23年度の2,700人から平成29年度は2,309人、市民文化祭への参加団体数は、平成23年度の162団体から平成29年度は151団体となりました（表5参照）。これは、市民の価値観やライフスタイルが多様化し、市民の生涯学習や芸術文化に対する意識や活動の場が広がったことが主な要因であると思われます。また、市民文化祭の参加者数については、様々な企画事業等に取り組んだことにより増加傾向にあります。

表5

目標項目	現状 (計画策定時)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	目標 30年度
歴史民俗資料室等の来場者数	705人 (23年度)	1,846人	1,653人	1,957人	1,091人	1,277人	1,500人
芸術文化公演事業等の来場者数	2,700人 (23年度)	2,359人	2,469人	2,432人	2,247人	2,309人	4,000人
市民文化祭への参加団体数	162団体 (23年度)	158団体	173団体	169団体	155団体	151団体	180団体

(3) 今後の課題

①四街道の豊かな自然を大切に思う心の醸成を図ります

地場産物を使った給食の献立をさらに増やし、児童生徒に食を通してふるさと意識の醸成を推進する必要があります。

②地域や日本の伝統文化の継承を推進していきます

小学校3、4年生が行う地域学習などで市歴史民俗資料室を活用するよう引き続き働きかける必要があります。

「市史編さん基本方針」をもとに「四街道の歴史」の続編を計画通り刊行できるよう体制を整える必要があります。

文化財を保存・展示し、市民が見学・学習できるスペース「歴史民俗資料館」の整備について引き続き検討する必要があります。

③四街道の新しい文化の創造を支える市民活動を支援します

市芸術文化団体連絡協議会の活動に対しては、協議会とさらなる調整を図ることにより、市民向けの体験学習や講習会の実施について一層の支援を図る必要があります。

基本方針 6

家庭・学校・地域のもつ教育力を高め合い、三者が連携する体制づくりを進めます

(1) これまでの取り組みと成果

①家庭の教育力の向上のため、保護者への支援及び地域と連携した事業を推進します

小中学校への入学を控えた児童の保護者を対象に、子育て学習講座を全校で開催することで、家庭教育の重要性を学ぶ機会を提供することができました。また、PTAと共同で地域・家庭教育学級を開催し、家庭と地域の教育力を高めるきっかけをつくることができました。

②子どもたちが健全に育つ環境づくりを推進します

青少年健全育成を推進するために青少年問題協議会を開催し、青少年の健全育成、指導について活発な議論を行うことができました。また、青少年健全育成推進大会を市・青少年問題協議会・教育委員会の主催により毎年実施し、その中で青少年健全育成功労表彰や少年の主張、青少年健全育成キャンペーンなどを行うことで、青少年健全育成意識の醸成を図ることができました。

放課後や週末に子どもたちの安全・安心な居場所として、放課後子ども教室「あそびの城」「まじゅりんこ」「出会い体験夢ひろば」「にこにこ文庫さとの子会」をそれぞれ4つの団体に運営を委託しました。地域の方々の協力を得ながら子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することができました。

青少年体験活動実行委員会と共催で通学合宿を各公民館で行い、参加者や保護者から、参加・体験したことによって様々な面で成長できたとの感想が上がるなど、児童が健やかにたくましく育つ機会を提供することができました。

「新成人のつどい」を成人式実行委員会（市内在住の有志19歳と20歳による構成）と毎年共催することにより、実行委員によるアイデアを取り入れるなど、成人をお祝いする行事として支援することができました。

青少年補導委員及び青少年育成センター所員、地域の高校生等が参加した「愛の一声」運動や有害ビラの撤去などの環境浄化活動を行ったことで、青少年とのコミュニケーションを通して非行の早期発見、未然防止を図ることができました。また、児童生徒を対象に、青少年育成センター2階会議室をオープンスペースとして開放し、子どもたちの安全安心な居場所として提供することができました。

③家庭・学校・地域が連携した事業を推進します

地域コーディネーターを中心に、学習支援ボランティア、環境整備ボランティア、交通安全指導ボランティア等を募集し、学校の教育活動に参加したことで、地域住民の生きがいに寄与するとともに、様々な場面で学校の教育活動の充実を図ることができました。

不審者情報を迅速に提供するために、「よめーる」の配信による不審者情報の発信や、PTAとの連携による「こども110番の家」活動の周知・参加の呼びかけなど、地域社会で子どもの安全を見守る活動を推進することができました。

(2) 目標項目の達成状況

「近所の人に会った時は、挨拶をしているか」と質問したところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合が、小学生では平成21年度は89.1%、平成29年度は88.3%、中学生では平成21年度は79.9%、平成29年度は80.9%と高い割合で推移しています（表6参照）。

「こども110番の家」登録件数は、平成23年度の2,401件から平成29年度には2,917件に増加しました（表6参照）。

「市民一人一人が子どもを見守っている」の割合については、平成23年度が34.5%、平成29年度は32.5%とほぼ横ばいに推移しています（表6参照）。

このことから、こども110番の家の登録件数が増加しているなど、組織的な取組としての見守り活動は増えているものの、日常生活におけるあいさつや注意喚起の声かけなどのかかわりについては概ね変わりがないことがうかがえます。

表6

目標項目		現状 (計画策定時)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	目標 30年度
「近所の人に会った時は、挨拶をしているか」の問いに対する肯定的な回答 【全国学力・学習状況調査】	小学校 6年	89.1% (21年度)	調査なし	調査なし	※12 87.3%	調査なし	※13 88.3%	100%
	中学校 3年	79.9% (21年度)	調査なし	調査なし	※12 80.2%	調査なし	※13 80.9%	100%
放課後や休日の子どもの居場所づくり		3か所 (23年度)	3か所	3か所	3か所	4か所	4か所	5か所
「こども110番の家」登録件数		2,401件 (23年度)	2,553件	2,680件	2,777件	2,872件	2,917件	3,000件
市民一人一人が子どもを見守っている		34.5% (23年度)	調査なし	調査なし	※12 28.5%	調査なし	※13 32.5%	50%

※12 平成28年2月に市内小学校5年生及び中学校2年生を対象に実施した教育振興基本計画に係る中間アンケートの結果

※13 平成29年12月に市内小学校5年生及び中学校2年生を対象に実施した教育振興基本計画に係るアンケートの結果

(3) 今後の課題

①家庭の教育力の向上のため、保護者への支援及び地域と連携した事業を推進します

地域・家庭教育学級については、事業の周知をするだけでなく講座の内容を一層充実させるなど、家庭や地域の教育力をさらに高めていく必要があります。

②子どもたちが健全に育つ環境づくりを推進します

青少年健全育成キャンペーン等を通して、啓発活動を行うなど多くの市民に青少年健全育成の意義をさらに普及する必要があります。

放課後や休日の子どもの居場所づくりをさらに進め、委託団体との協力により子どもを見守り育てる場所を拡大する必要があります。

青少年育成支援では、青少年が活動する地域の実態を把握し、環境浄化活動の範囲や実施回数を拡大していくことを検討する必要があります。

③家庭・学校・地域が連携した事業を推進します

学校支援については、どの学校においても教育活動を支援するボランティアが積極的に参加し、教育活動が円滑に運営できるよう支援する必要があります。

第5章 基本方針と主な施策

1 今後5年間の基本方針

「四街道市の教育が目指す姿」を実現するため、今後5年間に取り組む6つの方針を掲げます。

基本方針 1

豊かな感性を育み、強い心で正義を尊ぶ、たくましい子どもを育てます

基本方針 2

確かな学力を身につけた子どもを育てます

基本方針 3

教師と子どもが深い信頼関係で結ばれた学校づくりを進めます

基本方針 4

自己実現を目指す市民の生涯学習・スポーツ活動を支援し、地域人材を育成します

基本方針 5

豊かな自然や先人の創り上げた伝統文化を受け継ぎ、新しい文化を創造する芸術文化活動を支援します

基本方針 6

家庭・学校・地域のもつ教育力を高め合い、三者が連携する体制づくりを進めます

2 基本方針と主な施策

今後5年間に取り組む6つの方針について、それぞれの現状と課題、施策の方向性、目標の設定、主な施策について示します。

基本方針 1

豊かな感性を育み、強い心で正義を尊ぶ、たくましい子どもを育てます

(1) 現状と課題

本市の小中学校では、自尊感情を育むとともに、思いやる心と強い心の育成を目指し、道徳教育の充実に努めています。また、子どもたちの人権意識の高揚のための指導を重視し、高い人権意識をもって人とかかわる力を育てることを目指しています。

本市はスクールカウンセラーを学校に配置するとともにスクールソーシャルワーカーを青少年育成センターに配置することで、児童生徒や保護者、教職員に対する相談体制の充実に努めました。今後は、長期欠席児童生徒への対応をはじめ、様々なニーズに応じた相談体制をどのように拡充させるか検討する必要があります。また、いじめ防止対策については、引き続きいじめの早期発見、早期解消や継続事案など解決に向けて取り組む必要があります。

健康・スポーツ面では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果で体力合計点が小学生・中学生男女共に全国平均、県平均を上回っていますが、その内容を分析し、さらに向上に努める必要があります。そのため、子どもの体力向上や、食育と健康教育を推進します。

特別支援教育については、本市には様々な校種の学校が数多くあり、市内にある保育所（園）、幼稚園や高等学校、大学、特別支援学校など教育機関とのネットワークを構築しました。今後そのネットワークを活用して、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人に応じた適切な支援を行うために、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成、活用を推進します。

(2) 施策の方向性

- ①豊かな感性を育む教育を推進します
- ②強い心と正義感を育成します
- ③たくましい子どもを育成します
- ④保幼・小・中・高・大・特別支援学校等の教育機関の連携を推進します

(3) 目標の設定

目 標 項 目	現 状	目 標 (平成35年度)
「人の気持ちがわかる人間になりたいと思う」という質問に対し、『そう思う』『どちらかといえばそう思う』	小学生 91.7% 中学生 93.5% (平成29年度)	増加を目指します
「人が困っているときは、進んで助けますか」という質問に対し、『そう思う』『どちらかといえば思う』	小学生 84.7% 中学生 83.7% (平成29年度)	増加を目指します
新体力テストの結果における運動能力証交付率	小学校男女 33% 中学校男子 15% 中学校女子 41% (平成29年度)	増加を目指します
スポーツ、芸術分野での活躍した人数 (国際大会等で)	2人 (平成29年度)	増加を目指します
「学校のきまり・規則、友だちとの約束を守っている」という質問に対し、『そう思う』『どちらかといえば思う』	小学生 90.7% 中学生 94.5% (平成29年度)	増加を目指します
「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という質問に対し、『そう思う』『どちらかといえば思う』	小学生 95.9% 中学生 92.6% (平成29年度)	増加を目指します

(4) 主な施策

①豊かな感性を育む教育を推進します

	施策の主題	内 容
1	心がわくわくする 体験的な学習の充実	子どもの感性を磨き、豊かな心を育むために、様々なかかわりを通して学ぶ体験的な学習を推進します。
2	豊かな心を育む読 書活動の推進	「市子ども読書活動推進計画」に基づき、司書教諭を中心に、教職員と学校司書とが連携し、学校図書館を活用した授業の推進を図るとともに、児童生徒の発達段階に応じた適切な本の紹介を行うなど、本の魅力を伝える活動を推進します。 また、学校図書館システムを活用し、蔵書等の図書環境の充実に努めるとともに、学校と図書館、学校間のネットワーク化を推進します。

②強い心と正義感を育成します

	施策の主題	内 容
1	自尊感情の育成	授業や部活動等、日々の学校生活の様々な場面で、子どもたち一人一人が、「人の役に立っている」「人から必要とされている」といった自己有用感、「できた」「やり遂げた」といった自信等を、実感として味わえる教育活動の充実に努めます。 また、道徳科を中心として、他者への思いやりの心や感謝の気持ちなどの育成にも力を入れ、豊かな体験を通して感性を磨き、より良い生き方を追求できるよう支援します。
2	正義感・規範意識の 育成	道徳教育をはじめ、様々な教育活動を通して、偏見や差別のない心、正義感などを育む人権教育の充実に図ります。 いじめ問題に対しては、「市いじめ防止基本方針」をもとに、「いじめは絶対に許されない」との認識のもと、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を可能にするため、家庭・学校・地域・関係機関等が連携し、「いじめを許さない学校づくり」を進めます。また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと連携し、相談支援体制の充実に努めます。さらに、組織的な生徒指導体制の確立と家庭との連携のもと、規範意識を育成し、子どもたち一人一人が自分で考え、判断し、行動する能力を身に付けられるようにします。

③たくましい子どもを育成します

	施策の主題	内 容
1	子どもの体力向上の推進	<p>学校生活全般における体育的活動の充実を図るとともに、心身共にたくましい子どもを育成するために、運動部活動が充実するよう支援を行います。</p> <p>また、専門知識・技能を有する外部指導者を小中学校に派遣し、競技力の向上と教職員の指導力向上を図ることで、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな運動習慣を身に付けた子どもの育成を目指します。</p>
2	食育と健康教育の推進	<p>子どもたちが、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるように、食に関する指導の充実を図るとともに、親子で一緒に調理を体験する機会をつくるなど、食や料理への関心、食材や調理する人への感謝の気持ちを育成します。</p> <p>また、生涯にわたって健康で充実した生活を営む能力を身に付けるため、健康の維持増進に必要な継続的な運動や心の健康保持、望ましい生活習慣を身に付ける活動を推進します。</p>

④保幼・小・中・高・大・特別支援学校等の教育機関の連携を推進します

	施策の主題	内 容
1	異校種・教育機関との連携推進	<p>保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学そして特別支援学校という多様な校種が市内にあり、その教育環境を有効に活用し、発達段階に応じた継続的な指導を実施するとともに、校種間の連携を通して教育活動の充実を図ります。</p> <p>また、人格形成の基礎を培う幼児教育の推進のために、保育所（園）や幼稚園と小学校の連携を支援します。</p>
2	一人一人が輝く特別支援教育の推進	<p>長年培ってきた特別支援教育の成果を生かし、就学前から義務教育終了後も含めた生涯にわたる途切れのない支援を目指して、保幼・小・中・高・特別支援学校、関係機関が一体となる支援体制を推進します。</p> <p>また、この体制をもとにした学校内外の交流及び共同学習や、特別支援学校に在籍する子どもが、居住する地域で学ぶ居住地校交流を支援します。</p>

基本方針 2

確かな学力を身につけた子どもを育てます

(1) 現状と課題

本市では、学校で子どもの学力に応じた基礎的・基本的な知識・技能を習得させることや、家庭学習を柱とした日常的な学習習慣確立のための生活改善を図ることに努めています。

確かな学力を身につけるために、児童生徒を対象とした全国学力・学習状況調査や、千葉県標準学力検査を活用することで、児童生徒の実態に応じた学力向上への取組を充実させる必要があります。また、教職員の授業力の向上においては、全校を授業力向上研究校に指定し、各校の研究教科、研究テーマに基づいた研究授業等を行うことで、授業改善につなげることができました。今後は、「ねらいに応じた適切な活動であるか」を常に見極め、児童生徒の実態からつきたい力を明確にし、それに適した学習活動を設定できるようにする必要があります。

本市では、平成29年に「市小中一貫教育基本方針」を策定しました。そして平成30年度より小中一貫教育を完全実施し、義務教育9年間を見通した系統性を持たせた教育を推進するとともに、各中学校区でその特色を生かして「15歳の姿」を設定し、その実現を目指した様々な取組を行っています。今後は、学校間の連絡・調整役を担うため各校に設置された小中一貫教育コーディネーターをパイプ役として小中学校合同の研究会を実施するなど、それぞれ中学校区の地域性に即した取組を推進します。

また、特色のある教育を推進しており、新学習指導要領で示された小学校における外国語教育については、平成29年度より旭中学校区の各小中学校を「市英語教育推進モデル校」に指定しています。モデル校の小学校については、平成30年度より文部科学省の教育課程特例校の指定を受け、1年生から「英語科」の授業に取り組んでいます。

さらに、英語検定3級程度の英語力を有する率が平成29年度には67.6%となり、国が定める英語検定3級以上の取得又は相当の英語力を有する生徒の割合の目標数値(50%)を大きく超えました。今後も英語学習の成果として3級以上の取得率向上に努める必要があります。

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)など情報化が急速に広がる中、児童生徒や保護者に対して情報モラル教育をすすめ、SNSに関するトラブルを未然に防ぐ必要があります。

(2) 施策の方向性

- ①魅力ある授業を推進します
- ②夢を育む教育、外国語教育等多様な学びを推進します
- ③学校教育を充実させるための支援を行います

(3) 目標の設定

目 標 項 目		現 状	目 標 (平成35年度)
全国学力・ 学習状況調査	基礎基本の問題の 平均正答率	小学校6年生 全国平均とほぼ同じ 中学校3年生 全国平均を下回る (平成29年度)	全国平均以上を目指します
	活用が中心となる 問題の平均正答率	小学校6年生 全国平均とほぼ同じ 中学校3年生 全国平均をやや下回る (平成29年度)	全国平均以上を目指します
千葉県標準学力検査の平均得点 (各学年各教科において)		小学生 県平均とほぼ同じ 中学生 県平均を上回る (平成29年度)	県平均以上を目指します
英語検定3級以上の取得率 (中学校卒業まで)		中学校3年生 45.0% (平成29年度)	増加を目指します
英語検定3級程度の英語力を有する率 (中学校卒業まで)		中学校3年生 67.6% (平成29年度)	増加を目指します
学校図書館での年間貸し出し冊数 (1人当たり)		小学校 39.9冊 中学校 9.3冊 (平成29年度)	増加を目指します
「将来の夢や目標をもっていますか」の質問に対する肯定的な回答		小学生 85.3% 中学生 71.0% (平成29年度)	増加を目指します
学校から帰った後、一日あたり1時間以上勉強している児童生徒の割合		小学生 36.1% 中学生 42.0% (平成29年度)	増加を目指します
「授業のわかりやすさ」という質問に対して『良いと思う』『どちらかといえば良いと思う』		小学生 84.9% 中学生 75.7% (平成29年度)	増加を目指します

(4) 主な施策

①魅力ある授業を推進します

	施策の主題	内 容
1	少人数学級の推進	小中学校におけるきめ細かい指導の充実のため、少人数学級、少人数指導等で児童生徒一人一人の実態に応じた丁寧な指導に努め、基礎基本の定着を図ることで、わかる喜びと学ぶ楽しさを味わえる学習環境を整えます。
2	教職員の授業力の向上	各小中学校を授業力向上研究校に指定し、全ての教職員が公開授業の実施と他校の授業参観を行うことで、教職員の授業力を向上させる機会を充実させていきます。
3	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	新学習指導要領で重視されている主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について教職員の理解を深め、各学校において、児童生徒の実態を的確に把握し、単元・題材など内容や時間のまとまりを見通しながら授業改善が図られるよう支援します。

②夢を育む教育、外国語教育等多様な学びを推進します

	施策の主題	内 容
1	小中一貫教育の推進	義務教育9年間を一体的に捉え、子どもの学力向上、豊かな心の育成、基本的生活習慣の確立を図れるよう、市内全小中学校での小中一貫教育を推進します。
2	夢を育む教育の推進	キャリア教育を推進し、子どもが将来の夢と希望を抱き、社会の中で自分らしい生き方を見出すことができるような取組を支援するとともに、様々な分野で活躍している人の講話を聞く会、科学やスポーツなど子どもたちに興味や関心を促す学習機会の充実を図ります。
3	外国語教育の推進	外国語指導助手の配置及び姉妹都市リバモア市との国際交流等を活用し、生きた外国語に触れる機会を一層充実させます。 また、小中一貫教育における英語教育として、義務教育9年間を見通した学習を推進し、小学校では体験型授業から、活動型授業、教科型授業へと移行し、中学校では英語による授業を行うなど実践的な英語力の育成を図り、社会のグローバル化に対応できる人間形成を目指します。

4	情報教育の推進	<p>情報活用能力を育成するために、ICT（情報通信技術）機器を活用し、わかりやすく深まりのある授業を展開するとともに、情報へのかかわり方を学ぶ情報モラル教育を推進します。また、小学校においては、プログラミングを体験しながら論理的思考力を身につけるプログラミング教育を推進します。</p> <p>情報教育を充実させるため、地域の人材や教育機関を活用するとともに、教材機器や通信環境の整備を推進し、その積極的な活用を促進します。</p>
---	---------	---

③学校教育を充実させるための支援を行います

	施策の主題	内 容
1	家庭との連携による学習習慣の形成	<p>子どもたちの基礎的、基本的な知識・技能の確実な習得のためには、学校だけでなく、家庭との連携協力が必要であることから、望ましい家庭学習の在り方について、小中一貫教育の観点から中学校区ごとに共通した「手引き等」を作成し、学校や家庭を支援します。</p>
2	子どもたちの学びを支える支援	<p>各校の要請や実態に応じ、個別の対応が必要な子どもたちのために、生徒指導補充教員や特別支援教育支援員、巡回相談員を派遣するなど様々な支援を行います。</p> <p>また、部活動での活躍を支援するために、運動部活動の指導を支援する人材の派遣や、大会参加費用を助成する費用面での支援を行います。</p> <p>さらに、外国籍児童生徒については、学校からの要請に応じて語学指導員や市国際交流協会を通して日本語指導ボランティアを派遣するなど、語学指導に必要な支援が迅速に行われるよう努めます。</p>

基本方針 3

教師と子どもが深い信頼関係で結ばれた学校づくりを進めます

(1) 現状と課題

本市では、教職員と児童生徒の信頼関係の構築を重視し、子どもたちが学習や運動その他の活動に生き生きと取り組めるよう授業・行事等の工夫改善や、教職員の負担軽減、子どもと向き合う時間の確保に努めています。

教職員については、アンケートの結果から「職務に対する多忙感」が減少傾向であることがわかりましたが、引き続き心身への負担軽減や児童生徒との触れ合う時間を増やすことが求められています。そのため、教職員に対するメンタルヘルスケアや、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談体制の活用、校務支援システム導入などによる教職員に対する一層の負担軽減は重要であると考えます。

子どもたちの安全安心を確保するために、平成27年に策定された「市通学路交通安全プログラム」に基づき、家庭・学校・地域・関連機関と連携して通学路の安全点検を毎年実施するなど安全教育・体制の充実を図っています。今後も子どもたちが安全に通学できるよう安全安心体制の充実を図る必要があります。

施設の整備については、子どもたちの「学び舎」として安全安心な学校施設の整備を推進していきます。校舎全体の大規模な改造などは、今後の人口推計や対象学区の児童生徒数の推移を加味した上で「市公共施設等総合管理計画」に基づいた計画を立て、確実に実施できるよう検討する必要があります。

(2) 施策の方向性

- ①信頼される教職員の育成を図ります
- ②地域と共にある学校づくりを推進します
- ③安全・安心な学校づくりを推進します

(3) 目標の設定

目 標 項 目	現 状	目 標 (平成35年度)
「学校が楽しいか」という質問に対して、『楽しい』『どちらかといえば楽しい』	小学生 88.9% 中学生 83.3% (平成29年度)	増加を目指します
不登校児童生徒の出現率 (在籍児童生徒数に占める不登校児童生徒の割合)	小学生 0.47% 中学生 2.66% (平成29年度)	減少を目指します
市内教職員アンケート調査で「直近1年間でストレスが増えているか」という質問に対し「増えた」	小学校 41.0% 中学校 43.7% (平成29年度)	減少を目指します
「先生との関係」という質問に対して『良いと思う』『どちらかといえば良いと思う』	小学生 77.1% 中学生 77.2% (平成29年度)	増加を目指します
「学校の職員として生きがいを感じるか」という質問に対して、『感じる』『どちらかといえば感じる』	小学校 88.2% 中学校 87.4% (平成29年度)	増加を目指します
「自身の学校の児童生徒の理解度」という質問に対して、『大部分を理解している』『だいたい理解している』	小学校 87.1% 中学校 74.8% (平成29年度)	増加を目指します

(4) 主な施策

①信頼される教職員の育成を図ります

	施策の主題	内 容
1	教職員の資質能力の向上	<p>品位や魅力あふれる教職員を育成するために、教科についての専門的知識や指導技術などを確実に身に付けるとともに、いじめや不登校、友人や学習についての悩み等に関する対応、教育相談に係る相談スキルの習得など、様々な教育問題に適切に対応できる資質の向上のために、研修内容の充実に努めます。</p> <p>また、既存の研究団体が実施する各種の研究会・研修会及び自主研修会の運営・参加についても支援することで、自らの力量を高める機会の充実に努めます。</p> <p>さらに、本市の教育振興や教育活動へ貢献したと認められる優れた教職員の顕彰を進めます。</p>
2	子どもに向き合える環境づくり	<p>教職員が子どもたちと向き合う時間を確保するために人的支援を行うとともに、各校において、教職員の多忙要因とされる会議や行事等の精選や重点化、校務支援システムなどICT機器の効果的な活用、調査や報告事務の簡略化などの見直しを行い、学校事務の効率化を図ります。</p> <p>また、教職員の心の健康維持のため、相談体制の充実など、メンタルヘルスケアの促進を図ります。</p>

②地域と共にある学校づくりを推進します

	施策の主題	内 容
1	地域が誇れる開かれた学校づくりの推進	<p>地域の方々が学校の教育活動に参加したり、教職員が地域の活動に積極的にかかわることなど、保護者・地域と教職員が教育についての問題意識を共有することで、地域が誇れる開かれた学校づくりを推進します。</p> <p>また、学校や地域の実態に即して、地域と連携した魅力的な学校づくりを推進し、学校の教育力が地域の中で十分な役割を果たすよう努めます。</p>
2	適正規模・適正配置	<p>適正な学校規模を確保するとともに、子どもたちにとってより良い教育環境を提供し、一層の教育効果の向上を図るため、「市公共施設等総合管理計画」に基づき計画的に学校の適正規模や適正配置の検討を進めます。</p>

③安全・安心な学校づくりを推進します

	施策の主題	内 容
1	安全教育・安全体制の充実	<p>大規模な自然災害を想定した防災教育の実施、交通安全指導や不審者への注意喚起、避難訓練の実施等を通して、実践的な危機対応能力、危機回避能力を育てるとともに、地域や関係機関と連携した安全教育が推進されるよう、指導・助言を行います。</p> <p>また、学校内外に発生する事件・事故から子どもたちを守るため、「市通学路交通安全プログラム」に基づき通学路の安全を確保するとともに、「学校安全計画」や「危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」について、実態に応じた見直しを適宜行います。</p> <p>さらに、教職員については、即時の対応が求められることから、事前に相互の役割を認識し合い、研修等を通して意識化に努めるなど安全体制の充実を図ります。</p>
2	施設整備の充実	<p>法令による点検及び維持管理点検を確実にを行い、安全安心な教育環境を維持し、各校の状況に応じた大規模改修や修繕等を行います。また、施設の整備については「市公共施設等総合管理計画」に基づき計画的に進めます。</p>

基本方針 4

自己実現を目指す市民の生涯学習・スポーツ活動を支援し、
地域人材を育成します

(1) 現状と課題

近年、団塊世代の高齢化により、地域社会で活動する人が増えることで、市民の学習意欲や健康志向、芸術・スポーツ活動などへの関心がさらに高まっています。市民の学習意欲の向上を支援するために、市民ニーズに沿った魅力ある公民館主催講座や市民大学講座などの生涯学習活動、ガス灯ロードレース大会をはじめとするスポーツ活動など、市民が気軽に参加できる機会を引き続き提供していきます。

一方、市内の公共施設は経年劣化が進んでおり、市民が快適に施設を利用できるよう修繕・工事等の整備を行う必要があります。そのため、「市公共施設等総合管理計画」に基づき計画的に生涯学習環境の整備を行います。

また、市民の主体的な学びの推進やまちづくりへの参加を通して、市民活動を推進する人材の育成を図ります。そのために、市民大学講座を通じて受講した人から市民活動に参加するボランティアへの登録者や、スポーツリーダーバンク登録者など、地域人材の確保と育成、またその活用方法についてさらに検討する必要があります。

図書館では、蔵書の充実並びに様々な年齢層から利用される図書館の推進を図っています。また、学校図書館との連携については、市内小中学校の図書館だけでなく、市内の高校、大学や盲学校の図書館との連携も視野に入れて推進します。

(2) 施策の方向性

- ①生涯学習活動、地域づくりのための生涯学習環境の整備を図ります
- ②心身共に健康な生活を送るためのスポーツ振興を推進します
- ③高等教育機関等との連携と地域人材の育成・活用を推進します

(3) 目標の設定

目 標 項 目	現 状	目標 (平成35年度)
生涯学習活動に取り組んでいる人	71.5% (平成29年度)	増加を目指します
公民館利用者数	163,296人 (1日当たり161人) (平成29年度)	168,700人 (1日当たり162人)
図書館等利用者数	109,605人 (1日当たり334人) (平成29年度)	115,000人 (1日当たり350人)
図書貸出冊数	358,847冊 (市民1人当たり3.3冊) (平成29年度)	400,000冊 (市民1人当たり4.0冊)
週1回以上運動する成人	51.4% (平成29年度)	増加を目指します

(4) 主な施策

①生涯学習活動、地域づくりのための生涯学習環境の整備を図ります

	施策の主題	内 容
1	生涯学習環境の整備	経年劣化に伴う公民館や図書館の施設設備の点検や補修を実施するとともに、「歴史民俗資料館」の設置など社会教育施設の整備を「市公共施設等総合管理計画」に基づき計画的に進め、生涯学習や地域活動の拠点づくりを進めます。
2	公民館活動の充実	指定管理者制度により民間活力を生かし、生涯学習を通じた地域活動の拠点となる公民館運営を推進します。
3	図書館の利用の促進	市民が必要とする多様な情報について、積極的に資料を収集し、提供します。 また、インターネットによる図書予約や学校図書館との連携を進め、利用者の利便性の向上に努めるとともに、専門職員による図書館サービスの提供と、一部業務委託の活用による効率的な図書館運営を推進します。

②心身共に健康な生活を送るためのスポーツ振興を推進します

	施策の主題	内 容
1	スポーツ環境の整備	<p>子どもから大人まで、全ての市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を図ります。</p> <p>また、社会体育施設が、経年劣化に伴う修繕の頻度が増えていることから、市民が安全かつ快適に施設を利用できるよう適正な維持補修と管理に努めます。</p>
2	活力あるスポーツ活動の支援	<p>スポーツ活動が多様化・高度化している中、市民ニーズに応じた質の高い指導ができる人材の養成・確保・活用を図るとともに、個々のライフスタイルに応じて健康づくりをはじめとした身体を動かすことへの習慣化を図れるよう努めます。</p> <p>また、ガス灯ロードレース大会をはじめ、各種スポーツ大会等を通して市民が気軽にスポーツを楽しめる機会を提供するとともに、総合型スポーツクラブの自立運営に向けた支援を進めるなど、身の回りにある施設を利用して取り組めるスポーツの推奨に努めます。</p>

③高等教育機関等との連携と地域人材の育成・活用を推進します

	施策の主題	内 容
1	高等教育機関等との連携した学習機会の提供	<p>大学等の高等教育機関と連携し、多様な学習情報を提供するとともに、市民大学講座において市民活動や人材育成に重点を置いた講座カリキュラムを取り入れるなど、生涯学習の成果を活用し、まちづくりに貢献できる人材の育成を図ります。</p> <p>また、印旛管内市町との合同事業など、広域連携事業を実施することで市民により多くの学習機会を提供できるよう努めます。</p>
2	地域における人材の育成・活用	<p>市民の主体的な学習活動の推進やまちづくりへの参加を通して、活動を推進する市民の人材の育成を図ります。</p> <p>また、芸術文化・スポーツなど市民の学習成果を生かし、ボランティア人材として登録するなど、市民の「教えたい」と「学びたい」をつなぐ学習活動支援を行うとともに、市政への理解や各種まちづくり活動、学校教育での活用を推進します。</p>

基本方針 5

豊かな自然や先人の創り上げた伝統文化を受け継ぎ、新しい文化を創造する芸術文化活動を支援します

(1) 現状と課題

本市では、子どもたちの「ふるさと四街道」としての学習を支援するために、学習指導要領を踏まえた社会科副読本「わたしたちの四街道」を刊行しています。また、緑豊かな里山が隣接するなど自然豊かな素晴らしい環境を今後も維持するために、市民共通の「ふるさと四街道」としての価値観の醸成を推進しています。

四街道の産物を市内小中学校の給食を通じて提供することで、郷土を誇りに思う心の育成を推進しています。今後も地場産物を使った給食の献立を取り入れ、児童生徒に食を通してふるさと意識の醸成を引き続き推進する必要があります。

一方で、市内には文化財も数多く点在しており、地域の風習や伝統文化を継承するために民俗資料も収集・保存しています。子どもから大人まで全ての市民が気軽に四街道の歴史を学ぶことや、貴重な文化財、民俗資料を活用することが求められています。そこで、郷土の歴史を明らかにし後世に継承するために、引き続き市史編さんを進めるとともに、文化財を保護・展示し、市民が見学・学習できる「歴史民俗資料館」について、「市公共施設等総合管理計画」に基づき検討する必要があります。

芸術文化の裾野を広げるため、市民文化祭や郷土作家展の開催、演劇・ミュージカルなど芸術・文化に係る活動をさらに支援する必要があります。

(2) 施策の方向性

- ①四街道の豊かな自然を大切に思う心の醸成を図ります
- ②地域や日本の伝統文化の継承を推進します
- ③四街道の新しい文化の創造を支える芸術文化活動を支援します

(3) 目標の設定

目 標 項 目	現 状	目 標 (平成35年度)
歴史民俗資料室等の見学者数	1, 277人 (平成29年度)	1, 500人
市民芸術公演事業等の入場者数	2, 309人 (平成29年度)	4, 000人
市民文化祭参加者数	28, 420人 (平成29年度)	29, 000人
「四街道市を『ふるさと』であると感じるか」の質問に『感じる』『どちらかといえば感じる』と応えた児童生徒の割合	小学生 66.0% 中学生 55.1% (平成29年度)	増加を目指します

(4) 主な施策

①四街道の豊かな自然を大切に思う心の醸成を図ります

	施策の主題	内 容
1	“ふるさと四街道”自然環境の学習	<p>自然を利用した遊びや自然観察、フィールドワークによる調査や活動等を通して、現在の四街道の自然を守る心を育てる学習を推進します。</p> <p>地域団体やNPO等による自然観察会や、冒険広場などを利用した自然の中での遊びの体験など、豊かな自然を認識できるような体験活動プログラム等の事業を通して、四街道の自然を肌で感じ、心に刻む機会の充実を図ります。</p> <p>また、子どもたちが主体となり、教職員や地域住民と協力して、地域環境を改善しながら、地域と地球を視野に入れた環境学習を推進します。</p>
2	食を通じたふるさと四街道への愛着の醸成	<p>地場産物を積極的に活用し、本市産の野菜を使ったり、子どもたちのアイデアを取り入れたりした給食の献立や、様々な食文化の学習等を通して、郷土を心の拠り所にする気持ちを養います。</p> <p>また、教員や学校栄養職員を対象に、学校における食育に関する研修会を実施し、児童生徒の食育の推進に努めます。</p>

②地域や日本の伝統文化の継承を推進します

	施策の主題	内 容
1	“ふるさと四街道” 伝統文化の学習と地域遺産の保護・保存、継承	<p>社会科副読本や歴史民俗資料室の見学、民俗資料を活用し地域の伝統行事に触れる授業等を通して、今も生きる伝統文化を受け継いでいこうとする心を育てる学習を推進します。</p> <p>また、本市の歴史資料の収集、整理・分析及び保存を行い市内の文化財を活用した文化財巡りなど学習機会の充実を図るとともに、地域に伝わる伝統文化や伝統行事など、無形民俗文化財の保存・継承事業を支援します。</p> <p>さらに、文化財の保護と有効な活用を促進するため、本市の歴史の学習とまちづくりの活動拠点となる「歴史民俗資料館」の整備について、「市公共施設等総合管理計画」に基づき検討を進めます。</p>

③四街道の新しい文化の創造を支える芸術文化活動を支援します

	施策の主題	内 容
1	芸術文化活動の支援	<p>市民の芸術文化活動を活性化させるため、市民文化祭の開催などを通して芸術文化団体への支援と育成を行います。</p> <p>また、市民ギャラリーや展示ブースを利用し、市民の作品等の展示発表の場を提供し、芸術文化活動の向上や裾野の拡大を図り、本市の特徴を生かした新たな文化の発見や創造につながる活動への支援を推進します。</p>

基本方針 6

家庭・学校・地域のもつ教育力を高め合い、三者が連携する体制づくりを進めます

(1) 現状と課題

本市では、心身共に健全な子どもを育てるために、学校以外での教育を家庭だけでなく、地域社会が一体となって支援する体制を整備するとともに、安全安心な地域づくりと、子ども達をめぐる様々な危険等から身を守るために、家庭・学校・地域が連携して取り組むことを推進しています。

子どもの教育は、保護者が第一義的責任者ですが、近年の家庭環境の多様化に伴い、地域全体で家庭教育を支えることが求められています。本市でも、入学を控えた未就学児及び児童の保護者を対象に全校で実施する子育て学習講座や、PTAと共同で地域・家庭教育学級を毎年開催しており、地域ごとの状況に合わせて講座の内容を一層充実させるなど、家庭や地域の教育力をさらに高めていくことが必要です。

また、地域に信頼される学校づくりを進めるために、地域の人材・資源を活用し、地域が学校にかかわり子どもの学習や成長を支えるとともに、学校が地域にかかわっていくことも重要です。地域ごとに行われている学校支援については、各校の地域コーディネーターを中心に、地域のボランティアの人たちと共に学校の教育活動に参加するなど、地域と学校の連携が図れました。今後も地域の協力のもと、ボランティアを確保して積極的に活用することで、教育活動を円滑に運営できるように支援する必要があります。

(2) 施策の方向性

- ①家庭の教育力の向上のため、保護者への支援及び地域と連携した事業を推進します
- ②子どもたちが健全に育つ環境づくりを推進します
- ③家庭・学校・地域が連携した体制づくりを推進します

(3) 目標の設定

目 標 項 目	現 状	目 標 (平成35年度)
「近所の人に会った時は、あいさつをしているか」の質問に対する肯定的な回答	小学生 88.3% 中学生 80.9% (平成29年度)	増加を目指します
放課後や休日の子どもの居場所づくり	3か所 (平成30年度)	4か所
「こども110番の家」登録件数	2,917件 (平成29年度)	3,000件
市民一人一人が子どもを見守っている	32.5% (平成29年度)	増加を目指します
「愛の一声」運動としての街頭補導活動の回数	152回 (平成29年度)	160回
朝食を欠食する児童生徒の割合	小学生 14.9% 中学生 19.5% (平成29年度)	減少を目指します

(4) 主な施策

①家庭の教育力の向上のため、保護者への支援及び地域と連携した事業を推進します

施策の主題	内 容
1 家庭教育の支援	<p>未就学児や児童生徒の保護者等に家庭教育の大切さを学ぶ機会を提供します。</p> <p>あいさつや言葉づかいなど家庭教育における基本的な生活習慣づくりや、人、物、自然を大切にする心を育成するなど人格の形成に必要な支援を進めます。</p> <p>また、子育てに関する情報の提供、講座等による学習会や親子のふれあいの機会を設けるなど家庭教育の充実を図るとともに、地域で子どもを育む環境づくりを進め、PTA等と連携し、家庭の教育力を高めます。</p>

②子どもたちが健全に育つ環境づくりを推進します

	施策の主題	内 容
1	心豊かで健やかに育つ環境づくりの推進	<p>地域の人々との協働によって、放課後や週末の子どもたちの安全・安心な居場所を開設します。また、補導委員による「愛の一声」運動や、有害環境の浄化などを通して、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育つ環境づくりを推進します。</p> <p>中学生模擬議会で決議した取組^(※14)を家庭・学校・地域で広め、あいさつを通して周りの人への感謝や思いやりの心をもって接することを大切にする地域づくりを推進します。</p>
2	体験・交流活動等の場づくり	<p>地域の市民・団体・企業の協力を得て、子どもたちがその年齢に応じた生活や社会の中で役立つ技能の取得などの体験活動事業を推進します。</p> <p>また、社会貢献活動を通して、自己の存在感を認識できるような場を提供します。</p>

※14 平成29年度中学生模擬議会では、「スマイル よつかいどう ～笑顔の輪を広げよう～」が決議された

③家庭・学校・地域が連携した体制づくりを推進します

	施策の主題	内 容
1	地域人材の活用による学校支援や地域づくり活動の推進	<p>総括支援コーディネーター^(※15)並びに各校の地域コーディネーターと連携し、地域の協力を得て学校支援地域本部事業の一層の充実を図ります。</p> <p>また、学校を地域コミュニティの拠点として捉え、地域の支援により教職員が教育活動に専念できる体制づくりや、市民の生きがいつくり及び地域の教育力の向上を図ります。</p>
2	地域ぐるみの安全体制の構築	<p>保護者や地域ボランティア、関係機関との連携により地域ぐるみで危険箇所の点検に努め、子どもたちの登下校時の安全を見守る取組や体制を強化します。</p> <p>また、防犯効果を高めるために、不審者情報を配信する「よめーる」による情報の共有化や、「こども110番の家」の協力件数の増加に努めます。</p>

※15 総括支援コーディネーターとは、平成30年度より学校支援コーディネーターの名称を改めたもの。学校支援コーディネーターについては、P27参照

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 情報の発信

本計画は、教育行政推進の指針であり、子どもから大人までの市民全体が計画を推進しなければなりません。そのため、市政だよりや市ホームページなどで市民への周知を図っていきます。

(2) 関係機関・団体等との連携

より効果的に本計画を推進するため、関係機関・団体等との連携を深め、理解と協力を求めています。

(3) 事業の実施計画

本計画をもとに毎年度「教育施策」を策定します。この施策は予算を含め具体的な事業の実施計画として位置付けされます。本計画の目標を達成するための重点的な施策と事業を示します。

2 計画の進捗状況の把握と見直し

(1) 教育施策の点検評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が、その権限に属する事務の管理・執行状況について、学識経験者の知見活用を図りながら教育施策について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表しています。これにより、PDCAサイクルの理念に基づいて次年度以降の事業立案に反映させることが可能になります。

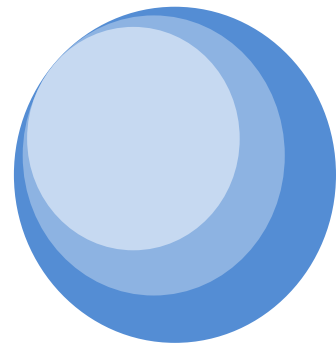
(2) 計画の見直し

現代における社会経済状況の変化はめまぐるしく、それに伴い、教育を取り巻く課題もその時々に応じて変化します。その結果、教育に対する市民ニーズも大きく変化すると思われまます。

そこで、時代の変化に適切に対応するため、計画の期間内であっても、必要があれば計画を見直します。

なお、この計画の策定以後に、教育分野における各施策を推進するために計画を策定する際には、本計画の理念及び「四街道市の教育が目指す姿」に則って策定します。

資 料



1 四街道市教育振興基本計画策定委員会条例

(設置)

第1条 市は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四街道市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、四街道市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、教育振興基本計画の策定に関し、必要な事項について調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育に関する学識経験を有する者
- (2) 市内の小学校及び中学校の教職員
- (3) 市内在住の児童及び生徒の保護者
- (4) 社会教育委員
- (5) 公募による市民

3 委員の任期は、3年とする。

4 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、教育委員会規則で定める機関において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

四街道市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

委員氏名	選出区分	備考
田村 孝	学識経験者	会長
花井 育代	学識経験者	副会長
安江 博昭	小中学校教員	
池田 覚	小中学校教員	
植谷 祥	小中学校教員	
中村 圭吾	小中学校教員	
神田 雅美	児童生徒の保護者	
山内 和子	児童生徒の保護者	
窪 ケイ子	社会教育委員	
金子 篤正	社会教育委員	
上田 裕佳子	公募による市民	
中尾 英夫	公募による市民	
米家 靖子	公募による市民	

2 四街道市教育振興基本計画策定本部要領

(設置)

第1条 四街道市教育振興基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定本部は、次の各号に掲げる事項について処理するものとする。

- 2 計画の策定に関する資料を収集すること。
- 3 計画の素案等を作成し、計画策定委員会に報告すること。
- 4 その他計画を策定する上で必要となる事項を調査検討すること。

(策定本部の組織)

第3条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には教育長を、副本部長には教育部長を、本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、策定本部を統括し、策定本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(策定本部の会議)

第4条 策定本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(作業部会)

第5条 策定本部に作業部会を設置する。

- 2 作業部会の長は、教育部長の職にある者とし、部会員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 作業部会は、計画の策定に関する資料収集、素案作成等を行うほか、特に部会長が必要と認めた事項について調査検討する。
- 4 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 5 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 策定本部の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、策定本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年9月17日から施行する。

この要領は、平成24年4月 1日から施行する。

この要領は、平成29年4月 1日から施行する。

この要領は、平成30年4月 1日から施行する。

別表 1
(策定本部会)

策定本部会	所 属	職
本部長	教育委員会	教育長
副本部長	教育部	教育部長
本部員	教育部	次長
本部員	教育部 教育総務課	課長
本部員	教育部 学務課	課長
本部員	教育部 指導課	課長
本部員	教育部 社会教育課	課長
本部員	教育部 スポーツ振興課	課長
本部員	教育部 図書館	館長
本部員	教育部 青少年育成センター	所長
本部員	教育部 北部共同調理場	所長

別表 2
(作業部会)

作業部会	所 属	職
部会長	教育部	教育部長
部会員	教育部	次長
部会員	教育部 教育総務課	課長
部会員	教育部 教育総務課	財務施設係長
部会員	教育部 学務課	管理係長
部会員	教育部 指導課	指導係長
部会員	教育部 社会教育課	学習振興係長
部会員	教育部 スポーツ振興課	スポーツ振興係長
部会員	教育部 図書館	図書係長
部会員	教育部 青少年育成センター	指導主事

3 策定経過

(1) アンケート調査

- ①平成29年 8月 策定本部会による設問の作成に着手
- ②平成29年10月 策定委員会によるアンケート調査設問審議
- ③平成29年11月 アンケート回答用紙の作成・配付（委託）
- ④平成29年12月1日から12月22日 アンケート調査実施

調査対象

小学校5年生とその保護者	各833人
中学校2年生とその保護者	各782人
小学校教職員	283人
中学校教職員	157人
18歳以上の市民	2,000人

- ⑤平成30年2月 調査結果集計分析（委託）
- ⑥平成30年3月 「市教育振興基本計画」に係るアンケート調査報告書公表

※「市教育振興基本計画」に係るアンケート調査報告書は別掲載

(2) 四街道市教育振興基本計画策定委員会

第1回	平成29年10月26日	傍聴人	1人
第2回	平成30年 2月22日	傍聴人	3人
第3回	平成30年 5月24日	傍聴人	1人
第4回	平成30年 7月26日	傍聴人	2人
第5回	平成30年 9月27日	傍聴人	1人

(3) 四街道市教育振興基本計画後期計画（案）提出

平成30年10月18日

策定委員会 田村 孝会長より、高橋信彦教育長に提出

(4) パブリックコメント

期間 平成30年11月1日から12月3日

人数 人

件数 延べ 件

(5) 教育委員会会議等

名 称	年 月 日	内 容
教育委員会委員協議会	平成 30 年 5 月 23 日	計画書素案について
	平成 30 年 8 月 24 日	四街道市教育振興基本計画 (案) について
	平成 30 年 10 月 日	パブリックコメントの実施について
	平成 31 年 1 月 日	パブリックコメントの結果について
教育委員会会議	平成 31 年 1 月 日	四街道市教育振興基本計画の議決
その他	随時	策定委員会資料の内容・進捗状況等についての報告・確認